

# 第3章 安全なまちづくりの実現

## 【基本方針】

防災まちづくりの最終目標は、「燃えない、壊れないまちづくり」である。

災害から区民の生命及び貴重な財産を守るとともに、震災時における都市の機能を維持するために、「北区都市計画マスターplan」や東京都の「防災都市づくり推進計画」に示された、安全で災害に強いまちの実現に向けて、防災まちづくり事業を推進し、都市構造そのものの防災性を高める取組みを推進する。

また、同時に、地域の防災機能の向上に有用である道路・河川の整備や、公園などのオープンスペースの確保の取組みも推進していく。

予防対策		頁
1 安全に暮らせるまちづくり	1－1 地域特性に応じた防災まちづくり 1－2 河川等の整備 1－3 高層建築物及び地下街等における安全対策 1－4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止	震-82
2 建築物の耐震化及び安全対策の促進	2－1 建築物の耐震化及び不燃化の促進 2－2 エレベーター対策 2－3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 2－4 文化財施設の安全対策	震-92
3 応急危険度判定のための体制整備		震-100
4 液状化、長周期地震動への対策の強化	4－1 液状化対策の強化 4－2 長周期地震動対策の強化	震-101
5 出火、延焼等の防止	5－1 消防水利の整備、防火安全対策 5－2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 5－3 危険物等の輸送の安全化	震-102
応急対策		頁
1 消火・救助・救急活動及び警備活動		震-107
2 河川施設等の応急対策による二次災害防止	2－1 河川施設等の応急対策 2－2 砂防・急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策 2－3 公園・児童遊園の応急対策	震-107
3 社会公共施設等の応急対策		震-108
4 被災住宅の応急危険度判定		震-110
5 被災宅地の応急危険度判定		震-111
6 危険物等の応急措置による危険防止	6－1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 6－2 危険物輸送車両等の応急対策 6－3 危険動物の逸走時対策	震-111
復旧対策		頁
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	1－1 河川施設等の復旧 1－2 二次的な土砂災害防止対策 1－3 公園・児童遊園の復旧	震-122
2 社会公共施設等の復旧		震-122
本章の関係する関連計画・マニュアル		
東京都北区耐震改修促進計画		

## 【予防対策】

### 1 安全に暮らせるまちづくり

#### 1-1 地域特性に応じた防災まちづくり

担当	まちづくり部／土木部／都都市整備局
----	-------------------

##### 第1 防災まちづくり事業の推進

###### 1. 防災都市づくり推進計画

東京都は、東京都震災対策条例（平成12（2000）年東京都条例第202号）第13条の規定に基づき、震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐため、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の機能確保、安全で良質な市街地の形成及び避難場所等の確保など、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として「防災都市づくり推進計画」を策定している。

令和3（2021）年3月に最新の地域危険度等の調査結果やこれまでの取組の成果や課題に加え、新たな視点も踏まえた効果的な施策を展開するため、計画が改定された。

首都直下地震の切迫性を踏まえ、効率的・効果的に市街地の防災性の向上を図るため、施策の対象区域を市街地の震災に対する危険性に応じて以下の3つのゾーニングを行い、危険性の高い地域から優先的に整備を推進する。

###### (1) 木造住宅密集地域（36町丁目）

震災時に延焼のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域をいい、地区計画の策定や市街地状況に応じた防火規制等を促進し、安全で良好な住環境の形成を図る。

（赤羽台3丁目、赤羽西2丁目～4丁目、王子本町2丁目、上十条1・2・4・5丁目、上中里1・3丁目、岸町2丁目、栄町、志茂1・2・4・5丁目、十条仲原1丁目～4丁目、滝野川1・2・4・5・6丁目、豊島3・6・7丁目、中十条1丁目～3丁目、西ヶ原3・4丁目、東十条5丁目、堀船3丁目）

###### (2) 整備地域（5地域）

木造住宅密集地域を中心に、地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域をいい、防災まちづくり事業の活用や避難路となる道路の拡幅事業を推進するなど、防災性の向上を図る。

ア 十条・赤羽西地域（岸町2丁目、上十条1～5丁目、十条仲原1～4丁目、西が丘1～3丁目、赤羽西1～5丁目、中十条1～4丁目が該当）

イ 池袋西・池袋北・滝野川地域（滝野川6～7丁目が該当）

ウ 西ヶ原・巣鴨地域（滝野川1丁目、西ヶ原1～4丁目が該当）

エ 志茂地域（岩淵町、神谷3丁目、志茂1～5丁目が該当）

オ 荒川地域（上中里3丁目、昭和町1～3丁目、田端新町1～3丁目が該当）

### (3) 重点整備地域（4地域）

整備地域のうち、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、早期に防災性の向上を図るべき市街地として、従来よりも踏み込んだ取組みを行う地域をいい、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する。

ア 十条駅周辺地区（上十条1・2丁目、十条仲原1・2丁目、中十条1丁目の一部、中十条2・3丁目、岸町2丁目の一部が該当）

イ 補助81号線沿道地区（西ヶ原1丁目・3丁目の一部が該当）

ウ 赤羽西補助86号線沿道地区（赤羽西1丁目・4丁目・5丁目の一部、赤羽台2丁目の一部が該当）

エ 志茂・岩淵地区（志茂1～5丁目（河川区域を除く）、岩淵町の一部が該当）

※ 整備地域・重点整備地域【資料編 p資-10参照】

## 第2 防災都市づくりに資する事業等

### 1. 沿道一体整備事業等

東京都が行う道路整備にあわせて、民間活力を誘導した沿道建物の不燃化や共同化など沿道でのまちづくりを実施し、避難路の確保を推進する。沿道まちづくりに当たっては、都と区が連携しながら、道路整備によって生じる不整形で小規模な残地と沿道宅地との有効活用による建物の共同化などに向けた地元住民の合意形成を支援する。

ア 補助83号線（中十条1丁目～3丁目）

イ 補助86号線（志茂1丁目）

ウ 補助92号線（田端3丁目～5丁目）

### 2. 特定整備路線の整備推進

東京都は、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、災害時の延焼遮断や避難路、緊急車両の通行路となるなど、地域の防災性向上に大きな効果が見込まれる都市計画道路を「特定整備路線」として平成24年度に選定した。整備に当たっては、民間事業者のノウハウを活用した都区共同相談窓口の設置や関係機関との連携による移転先の確保など、関係権利者の生活再建をきめ細やかに支援することで、整備を推進する。

ア 補助73号線（上十条2丁目～十条仲原2丁目）

イ 補助81号線（西ヶ原3丁目）

ウ 補助86号線（志茂1丁目、赤羽西5丁目～1丁目）

### 3. 都市防災不燃化促進事業

防災都市づくり推進計画における延焼遮断帯の周辺区域のうち、早急に不燃化が必要な区域を「不燃化促進区域」として指定し、区域内の不燃化率が70%になるように、区域内において耐火建築物等の建築費の一部を助成し、建替え促進を図る。

北区では、以下の地区及び周辺等で推進する。

ア 補助83号線南地区（平成22(2010)年度～令和6(2024)年度）

### 第3章 安全なまちづくりの実現 【予防対策】

- イ 補助83号線北地区（平成28(2016)年度～令和7(2025)年度）
- ウ 補助85号線沿道地区（令和3(2022)年度～令和12(2030)年度）
- エ 補助73号線沿道地区（平成28(2016)年度～令和7(2025)年度）
- オ 補助86号線志茂地区（平成27(2015)年度～令和7(2025)年度）
- カ 補助86号線赤羽西地区（平成27(2015)年度～令和7(2025)年度）
- キ 補助81号線沿道地区（平成28(2016)年度～令和7(2025)年度）
- ク 地区防災道路志茂地区（平成27(2015)年度～令和7(2025)年度）
- ケ 延焼遮断帯※又は避難路として位置付けがあり、かつ幅員20m以上の道路沿道
- コ 避難場所周辺
- サ 防災街区整備地区計画区域内の特定地区防災施設周辺

※ 延焼遮断帯とは、東京都が定めた防災都市づくり推進計画における延焼遮断帯をいい、骨格防災軸、主要延焼遮断帯、一般延焼遮断帯に分類されている。

※ 延焼遮断帯の図【資料編 p資-11参照】

#### 4. 市街地再開発事業

- (1) 十条駅西口地区の防災性の向上と、区の「にぎわいの拠点」としてのシンボルにふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、駅前広場や都市計画道路等の都市基盤の整備をするとともに、地域生活を支える商業・サービス・住宅等の機能を集約させて良質な都市型住宅の整備を行う。
- (2) 赤羽一丁目第一地区第一種市街地再開発地域の防災性の向上と、駅前立地としてふさわしい「にぎわいの拠点」を形成するとともに、地域商業と調和する商業機能の整備や、住宅需要を踏まえた住宅機能の整備により、多様で魅力的な複合市街地を目指して都市機能の更新を図る。

#### 5. 防災街区整備事業

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づき、密集市街地の防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、老朽建築物を除却し、防災機能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う。区は、防災街区整備事業組合等が施行する事業に対し、指導及び助成を行う。

#### 6. 住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）

赤羽台団地建替事業により、敷地の高度利用及び居住水準の向上を図りながら、地域の骨格となる道路・公園の整備を総合的に進め、活力と魅力ある美しい市街地環境の形成及び快適で安全な居住環境を創出する。

ア 赤羽台周辺地区（平成16(2004)年度～令和7(2025)年度）

#### 7. 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

整備地域のうち、老朽化した木造住宅が密集し、かつ、公共設備等の整備が不十分な地域において、老朽建築物の除却・建替えを促進するとともに、生活道路や公園などを整備し、防災性の向上と居住環境の整備とを総合的に行う。北区では、以下の5地区で事業を推進する。

- ア 十条駅東地区（平成18(2006)年度～令和7(2025)年度）
- イ 西ヶ原地区（平成17(2005)年度～令和7(2025)年度）
- ウ 志茂・岩淵地区（平成18(2006)年度～令和7(2025)年度）
- エ 十条駅西地区（平成26(2014)年度～令和7(2025)年度）
- オ 十条北地区（平成26(2014)年度～令和10(2028)年度）

## 8. 不燃化推進特定整備事業（不燃化特区）

東京都は、平成24(2012)年に「木密地域不燃化10年プロジェクト」を策定し、整備地域の中で特に重点的・集中的に改善を図る地区を「不燃化特区」として指定し、都と区が連携して不燃化を推進してきた。「木密地域不燃化10年プロジェクト」は、令和3(2021)年3月31日に終了したが、「不燃化特区」の施策のうち、不燃化特区制度の活用と特定整備路線の整備については、取組を5年間延長し、引き続き、整備地域の防災性の向上を強力に進めている。

不燃化特区内において、老朽建築物の除却や建替え促進に向けた助成、固定資産税・都市計画税の減免措置など市街地の不燃化を強力に推進している。

- ア 志茂・岩淵地区（平成26(2014)年度～令和7(2025)年度）
- イ 十条駅周辺地区（平成25(2013)年度～令和7(2025)年度）
- ウ 赤羽西補助86号線沿道地区（平成27(2015)年度～令和7(2025)年度）
- エ 補助81号線沿道地区（平成26(2014)年度～令和7(2025)年度）

## 9. 防災生活道路整備・不燃化促進事業

延焼遮断帯に囲まれた市街地における緊急車両の通行や円滑な消化・救援活動及び避難を可能とする防災上重要な道路を「防災生活道路」と指定し、計画的・重点的に拡幅整備をするとともに、道路整備と一体となって沿道の不燃化建替え等を促進する。

## 10. 避難場所の確保

都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路など様々な空間を活用して、防災ネットワークを形成する。

### 11. 防火地域等の指定

建築物の耐火性能を強化するため、主に整備地域を対象に、東京都建築安全条例による新たな防火規制の導入を図っている。

- ア 十条地区（上十条1丁目～5丁目、中十条1丁目～3丁目、十条仲原1丁目～4丁目、岸町2丁目）
- イ 西ヶ原地区（西ヶ原1丁目の一部、西ヶ原3丁目の一部、西ヶ原4丁目の一部、滝野川1丁目の一部）
- ウ 志茂地区（志茂1丁目の一部、志茂2丁目～5丁目）
- エ 赤羽西地区（赤羽西1丁目の一部）

## 12. 国土調査事業（地籍調査）

密集市街地では、土地の所有関係が錯綜（そう）しており、公共事業等の実施前に土

## 第3章 安全なまちづくりの実現 【予防対策】

地の所有関係を整理する必要がある。境界が決まることで、他の防災関連事業の推進や震災時の境界の復元に利用される。

### 1.3. 自己用住宅の不燃化促進

都は、木造住宅密集地域のうち、早急に整備すべき市街地内における自己用木造住宅の不燃化建替えを促進するため、その所有者が耐火・準耐火構造住宅へ建て替える場合、建設資金の融資先を紹介し、当該金融機関が都の利子補給を受けて低利融資を行っている。

## 第3 その他の防災都市づくり事業等

### 1. 民間の活力も活用した防災拠点整備の促進

区は、都と連携して、民間の開発プロジェクト等において、一時滞在施設、備蓄倉庫、非常用電源などを備えた防災上の拠点となる施設を誘致し、災害時における宿場的な機能を創出する。

### 2. 防災機能を有する既存の施設等の活用

地域における防災上の拠点について、発災時に給水拠点等として活用できるものは、その役割を明確に位置付けるとともに、貯水槽などの施設について適切に維持管理・更新を行うなど、既存の施設を有効に活用することにより、発災時の機能の確保を図る。

### 3. 道路のバリアフリー化

北区バリアフリー基本構想により策定した、地区別構想の生活関連経路のバリアフリー化を推進する。

### 4. 道路・橋りょう等の整備

#### (1) 都市計画道路の整備促進

広幅員の道路は、震災時において火災の延焼防止効果をもつ。また避難、緊急物資等の輸送ルートにもなるなど多様な機能を有している。

防災上の観点からも、広幅員の道路が必要であり、今後も都市計画道路の整備を推進していく。特に緊急道路障害物除去路線や準緊急道路障害物除去路線に指定されている道路については、一層の整備促進を図っていく。

現在事業中の都市計画道路は、区施行分が補助181号線、区画街路3号線及び鉄道付属街路1～6号線であり、十条駅西口地区市街地再開発組合施行分が補助73号線、補助85号線である。

また、区施行予定路線の補助243号線、補助245号線は、今後計画的に整備していく予定である。

一方、東京都施行分は、放射10号線、環状5-1号線、環状5-2号線、補助73号線、補助81号線、補助83号線、補助85号線、補助86号線、補助88号線、補助90号線及び補助92号線である。

なお、引き続き、優先整備路線である環状7号線、補助83号線、補助92号線の未着手区間については、早期事業着手を東京都に要請していく。

特定整備路線である補助73号線、補助81号線及び補助86号線の整備や十条駅付近の連続立体交差事業については、東京都と連携を図りながら推進していく。

## (2) 公共施設（学校等）周辺道路の整備促進

学校周辺の生活道路の拡幅整備及び沿道の不燃化を促進し、災害時に区民が容易に小・中学校等へ避難できるよう検討する。

## (3) 狹あい道路拡幅事業の推進

防災・消火活動・通行上等、支障となる4m未満の道路を、家屋の建替え時に幅員4mの道路として拡幅整備を進める。

## (4) 避難路の整備

避難場所への避難は原則として自由避難であるが、避難上必要かつ重要な道路を避難路として指定する。特に、都市計画道路で未整備なものうち、避難上必要な道路を避難路として位置付け計画的に整備を進める。

※ 避難路の図【資料編 p資-12参照】

## (5) 橋りょうの整備

ア 災害時における避難、救護、復旧活動等に支障のないよう、市街地や主要路線で、耐震性が不足している橋りょう、交通の支障となる橋りょうについて、架替・補強等の整備を促進する。

イ 5年に1回の定期点検の結果に基づき、老朽化する橋りょうの補修・架替えを行う。

## (6) 道路整備と一体的に進める沿道まちづくり

補助83号線（十条台小学校付近～環状7号線間）整備にあわせて、民間活力を誘導した沿道建物の不燃化や共同化など沿道でのまちづくりを実施し、避難路の確保を推進する。沿道まちづくりに当たっては、都と区が連携しながら、道路整備によって生じる不整形で小規模な残地と沿道宅地との有効活用による建物の共同化などに向けた地元住民の合意形成を支援する。

# 第4 都市空間の確保

## 1. オープンスペースの整備・活用

### (1) オープンスペースの整備推進

ア 避難場所内又は隣接地を中心に、赤羽台団地建替事業、桐ヶ丘団地再生・計画建築事業などで、公園・緑地の整備を積極的に推進していく。

イ 河川堤防の高規格堤防化の推進、大規模建築物や集合住宅の壁面後退による歩道空間の拡大等、多様な整備手法で有効なオープンスペースの確保を図る。

### (2) オープンスペース利用計画の策定推進

ア 災害時に、避難誘導、救出救護、医療搬送、物資輸送、ボランティア募集、ライフライン復旧、がれき処理などの応急対策活動を迅速かつ効率的に行うことにより、人命の保護と被害軽減を果たし、住民の生活再建と都市復興を円滑に行うことができる。

イ 都は、事前にこれらの活動に供する土地及び家屋の確保に努めることを、東京都

## 第3章 安全なまちづくりの実現 【予防対策】

震災対策条例に定めており、これに基づきオープンスペースの具体的な使用計画を策定することになっている。

ウ 区は、区内のオープンスペース利用計画策定に際し、都と協議し、区民の利益に沿って協力していくものとする。

### 2. 防災公園の整備

都市の防災機能を高めるため、公園、未利用地、水路など様々な空間を活用して、防災ネットワークを形成する。

#### (1) 新河岸東公園

東京都下水道局の浮間水再生センターの上部を子どもスポーツ広場として整備し、平成15(2003)年4月より開放しているが、災害時にはオープンスペースとして活用する。

#### (2) 西ヶ原みんなの公園

染井墓地・駒込中学校一帯避難場所内に約22,000m<sup>2</sup>の都市公園として平成22(2010)年4月に開園した。公園内には災害時に活用できるマンホールトイレやかまどベンチの設置とともに災害用給水所(深井戸)、災害用備蓄倉庫を備え地域の避難場所、防災拠点として活用していく。

#### (3) 赤羽スポーツの森公園・赤羽自然観察公園

赤羽スポーツの森公園は、桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区避難場所内に約38,000m<sup>2</sup>の都市公園として平成22(2010)年4月に開園した。公園内に災害時に活用できるマンホールトイレや生活用水用浅井戸施設を有する。

また、隣接する区立赤羽自然観察公園には災害用給水所(深井戸)や災害用マンホールトイレ、かまど、かまどベンチ、同時多発する延焼火災を防御するための深井戸無限水利を有しているなど多機能なオープンスペースとして、防災機能の充実を図っている。

#### (4) 滝野川三丁目公園

滝野川三丁目公園は、都営滝野川三丁目団地一帯避難場所内に約5,100m<sup>2</sup>の都市公園として令和4(2022)年4月に開園した。公園内には災害時に活用できるマンホールトイレやかまどベンチ等を備え、地域の避難場所、防災拠点として活用していく。

#### (5) 赤羽台けやき公園

赤羽台けやき公園は、桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区避難場所内に約12,500m<sup>2</sup>の都市公園として令和4(2022)年4月に開園した。公園内には災害時に活用できるマンホールトイレやかまどベンチ等を備え、地域の避難場所、防災拠点として活用していく。

#### (6) 街区公園・児童遊園の利活用

公園などオープンスペースの不足する地域を中心に、防災面にも配慮した身近に利用できる街区公園・児童遊園の整備を推進する。

**1-2 河川等の整備**

担当	土木部／都建設局
----	----------

河川構造物等の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぐとともに、大規模地震発生時には、救援物資、応急・復旧用資機材及び被災者の海上輸送基地や首都圏の経済活動の停滞を回避するなど重要な役割を担う河川等の耐震強化を図る。

**1-3 高層建築物及び地下街等における安全対策**

担当	まちづくり部／土木部／警察署／消防署／都都市整備局
----	---------------------------

高層建築物※、地下街等において、地震火災や混乱などによる被害を防ぐため、区は都等と連携して、施設の安全化や避難誘導、救出救護体制の整備等を進める。

※ 高層建築物：高さが31mを超える建築物をいわゆる高層建築物という。

(1) 地下街等については、地下鉄、商業ビルなど、不特定多数の利用者が集まる地下空間が広がっており、浸水が生じた場合、大きな被害が生じるおそれがある。

区では、集中豪雨対策として、河川施設の整備や排水ポンプの貸与、浸水に強い建物や安全に避難できる建物の整備の促進などを進めるとともに、水害に関する情報収集・提供や、管理者等による避難確保計画の策定、避難訓練などを推進することとしている。

(2) 首都直下地震などの大地震が発生した場合、高層建築物においては、建物が倒壊しなくとも、建物の揺れによる家具類等の転倒や、エレベーター内の閉じ込め等が生じる可能性があるほか、エレベーターの復旧までの間、居住者は階段を利用して上下移動せざるを得ず、高層階の居住者ほど、地上階との往復が困難になり孤立するおそれがある。

このため、都、区、区民、関係団体等が連携し、家具類の転倒・落下・移動防止対策やエレベーター閉じ込め防止対策を推進するとともに、自家発電機の整備や燃料確保、飲料水や食糧などの備蓄、発災時の情報伝達、高層建築物※内や地域の住民との間の共助の仕組みづくりなど高層建築物※の各課題に対する取組を進めしていく。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画 第3章 安全なまちづくりの実現  
【予防対策】2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

**2-2 エレベーター対策 (p震-96) 参照**

- (3) 都、区及び指定確認検査機関は、高層建築物及び地下街の建築について、建築基準法に基づき、建築確認、中間検査及び完了検査を行い、防災上や構造上の安全性を確保する。
- (4) 都及び区は、既存の高層建築物及び地下街に対して、建築基準法に基づく定期報告制度により、毎年あるいは3年ごとに維持保全の状況について報告を求め、安全性の確保を図る。
- (5) 警察署は、高層建築物等、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化を

### 第3章 安全なまちづくりの実現 【予防対策】

図るため、次の対策を講じる。

#### ア 高層建築物

- (ア) 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施
- (イ) 防災関係機関との連携による合同防災訓練の実施

#### イ 地下街

- (ア) 地下街警備要図の作成
- (イ) 地下街関係者との合同防災訓練の実施
- (ウ) 管理者対策の推進による防災標識等の明確化
- (エ) 広報媒体(パンフレット、チラシ等)の作成・配布

(6) 消防署は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、下記の防火安全対策を講じるように指導する。

- (ア) 高層の建築物の防火安全対策
- (イ) 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策 (100m以上の高層建築物を対象とした安全対策)
- (ウ) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策
- (エ) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策
- (オ) 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

(7) 消防署は、関係事業者に対して次の対策を指導する。

#### ア 火災予防対策

- (ア) 火気使用設備器具の出火防止対策の推進
- (イ) 火気使用場所の可燃性物品の転倒・落下・移動防止措置
- (ウ) 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- (エ) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

#### イ 避難対策(混乱防止対策)

- (ア) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- (イ) ビルの防災センターからの迅速な放送体制の整備
- (ウ) ショーケース、看板、複写機等の転倒・落下・移動の防止対策の推進
- (エ) 避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成
- (オ) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- (カ) 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

#### ウ 防火・防災管理対策

- (ア) 従業員に対する消防計画の周知徹底
- (イ) 管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
- (ウ) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
- (エ) 救出・救護知識の普及
- (オ) 防火管理業務及び防災管理業務従事者を対象とした、実務講習等による教育
- (カ) 実践的かつ定期的な訓練の実施

#### エ 消防活動対策

- 消防活動上必要な施設の機能確保による消防活動対策の推進

## 1-4 がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止

担当	危機管理室／まちづくり部／土木部
----	------------------

### 第1 がけ・擁壁等の安全化

がけ地に建築物や擁壁等を設ける場合、区では、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っている。新たに宅地造成等の開発行為を行う者に対しては、都市計画法に基づき、がけ・擁壁の指導、監督を行っている。

区は、土砂災害防止法の対象外である高さ2.0m以上・傾斜度30度以上のがけ・擁壁等の現況調査を平成29(2017)年度から令和元(2019)年度にかけて実施した。その調査結果をもとに更なる意識啓発や相談窓口の充実等に取り組むとともに、「がけ・擁壁等の安全・安心支援事業」を推進する。

### 第2 拥壁等安全対策支援事業

防災基盤の整備を一層推進するため、がけ・擁壁改修アドバイザーを派遣し現況調査を行うとともに、申請者の負担を少なくする「擁壁等安全対策支援事業」を実施している。また、狭あい道路拡幅整備事業によるがけ地での道路後退の場合にも、当事業を適用している。さらに、土砂災害支援事業として、土砂災害特別警戒区域内の住宅等の土砂災害対策工事に必要な経費の一部助成を実施している。

擁壁等安全対策支援事業(令和5(2023)年4月時点)

- ア 拥壁新築工事事業
- イ 既存擁壁改修工事事業

### 第3 土砂災害防止法の運用

- (1) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）」は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等ソフト対策を推進するものである。
- (2) 土砂災害防止法に基づき、都は、土砂災害のおそれがある区域を警戒区域として指定する。
- (3) 都は、警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域を特別警戒区域として指定し、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、移転等の勧告を実施する。
- (4) 平成28(2016)年3月、都は、北区内25か所を土砂災害警戒区域等に指定した（特別警戒区域は23か所）。指定に伴い、平成29(2017)年3月には土砂災害ハザードマップを作成し、土砂災害の危険性並びに避難場所、避難経路及び警戒避難体制に関する事項について定め、住民に対し周知を行った。

### 第3章 安全なまちづくりの実現 【予防対策】

(5) 都は、令和5(2023)年6月末現在、土砂災害警戒区域95か所（うち土砂災害特別警戒区域70か所）を指定している。区は、都による区域の指定改廃が行われた際に、迅速かつ確実に情報を伝達できる体制を整えるとともに、更なる避難場所の充実を図る。

### 第4 急傾斜地の安全化

都は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域を指定し、有害行為の制限、崩壊防止工事の施工等、斜面崩壊を防止するための対策を推進している。

※急傾斜地崩壊危険区域【資料編p資-13参照】

### 第5 ブロック塀等の安全化

- (1) 区は、主に避難道路及び通学路沿い等のブロック塀の実態調査を平成30(2018)年度に実施した。この結果、危険性があると判断したものについては、必要な安全対策を実施するよう改善指導を行っている。
- (2) 新たにブロック塀を設置する者に対しては、配筋や基礎の根入れ等について、建築基準法の規定を遵守した構造とするよう指導する。
- (3) ブロック塀の安全化を推進するために、ブロック塀耐震アドバイザー派遣事業によりブロック塀の安全性を調査するとともに、申請者の工事費負担を少なくする「ブロック塀等安全対策支援事業」を実施している。

ブロック塀等安全対策支援事業（令和5(2023)年4月時点）

- ア ブロック塀等除却工事事業
- イ ブロック塀改善工事事業
- ウ ブロック塀等建替え工事事業

- (4) 庁舎等区有施設の接道部緑化を進めるほか、民間生垣助成など接道部緑化事業を推進していく。

## 2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

### 2-1 建築物の耐震化及び不燃化の促進

担当	総務部／地域振興部／区民部／まちづくり部／教育振興部／消防署
----	--------------------------------

### 第1 基本方針

- (1) 区は、「東京都北区耐震改修促進計画」（令和4(2022)年3月改定）に基づき、住宅、建築物の耐震化を推進する。
- (2) 区は、防災上重要な区有建築物（避難施設となる学校等）について、計画的な耐震対策を実施し、概ね完了しているが、今後、十分な耐震性が確保されていない施設についても、必要な対策を検討し対応していく。

- (3) 公共施設等の耐震化に際し、免震や制震工法など新しい補強技術の採用も検討する。

### 住宅・特定建築物の耐震化の現状と目標

建築物の種類	耐震化率		
	平成27(2015) 年度末	令和2(2020)年 度末	令和7(2025)年 度末目標
住宅	79.5%	88.3%	※1
民間特定建築物	87.5%	89.3%	95.0%
防災上重要な区有建築物	94.4%	97.2%	※2

※1 耐震性が不十分な住宅を概ね解消

※2 できるだけ早期に耐震化率100%を達成

- (4) 区は、区内建築物について、非構造部材（落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、はめ殺し窓ガラス等）について、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

## 第2 公共施設等の安全化

### 1. 区有建築物の耐震対策

- (1) 平成7(1995)年1月の阪神淡路大震災を契機に施行された「耐震改修促進法」に基づき、区では、平成7(1995)年度より、区有建築物の耐震対策として、震災時の避難施設となる学校施設を優先し、福祉施設などの防災・復興の拠点となる公共施設について、順次計画的に耐震診断調査を実施し、必要な耐震補強工事を実施してきた。
- (2) 平成22(2010)年2月には、「区有建築物の耐震化整備プログラム」を定めて、平成20(2008)年3月に策定された「東京都北区耐震改修促進計画」に基づき、平成18(2006)年度末における区内の防災上重要な区有建築物288棟について、平成27(2015)年度までを計画期間として計画的に耐震化を推進し、防災上重要な区有建築物の耐震化率は、平成27(2015)年度末時点で94.4%、令和4(2022)年度末時点では、97.8%となっている。今後は、新庁舎建設及び公共施設再配置等の進捗を踏まえて、必要な対策を検討した上で対応する予定となっている。
- (3) 天井材（下地材・天井ボード等）、天井器具（照明器具、天井面から吊り下げたスクリーンやテレビモニター、空調機器等）、外壁（モルタル・タイル等）、ガラス、内装材等の非構造部材の耐震性について、定期的に確認を行うとともに、必要に応じて落下防止対策等を実施する。

### 2. 区有施設の安全対策

- (1) 庁舎等の区有施設の実態調査を行い、什器類、コピー機、書庫等の転倒・落下防止やガラス飛散防止等の安全対策を実施する。なお、要配慮者等が利用する福祉施設、避難所、医療救護所等の施設を優先するなど、安全対策を計画的に実施する。

## 第3章 安全なまちづくりの実現 【予防対策】

- (2) 災害時のライフライン途絶に備え、施設の役割に応じて、発電機、通信設備等を整備するとともに、ホストコンピュータ及び端末機の位置ずれや転倒を防止等するなどの安全対策を実施する。
- (3) 万一、支障を生じたことを想定し、復旧要員の確保や保守業者との具体的対策を協議しておく。

※ 学校施設の耐震化状況 【資料編 p資-14参照】

※ 庁舎等施設の耐震化状況 【資料編 p資-14参照】

## 第3 民間建築物の安全化

### 1. 指導方針

- (1) 住宅・建築物の耐震化は所有者が行うことが基本である。
- (2) 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令に基づき、消防用設備等関係は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。
- (3) 建築物に対して、法令に基づく立入検査を実施し、災害予防についての指導にあたるとともに、消防用設備等及び防火避難用設備の設置・維持管理について、防火防災上の見地から必要な指導を行う。
- (4) 建築物周辺における「がけ・擁壁」の実態を、調査資料などを基に整理し、防災上の見地から改修及び補修工事の指導を行う。
- (5) 災害時及び平常時における建築物から道路上等への落下のおそれのある窓ガラス、看板、外装材等の落下物の実態調査等を必要に応じて行い、改修指導を行う。

### 2. 耐震診断及び耐震改修の促進

「東京都北区耐震改修促進計画」（令和4(2022)年3月改定）に基づき、区の実施計画を推進する。

- (1) 木造住宅等の耐震化
- (2) 防災上重要な建築物の耐震化
- (3) マンションの耐震化
- (4) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化
- (5) 木造住宅密集地域の耐震化
- (6) 耐震改修促進法に基づく認定

※ 住宅の耐震化の現状 【資料編 p資-15参照】

※ 民間特定建築物の耐震化の現状 【資料編 p資-16参照】

### 3. 木造民間住宅耐震改修促進事業

地震時における木造民間住宅の倒壊を防ぎ、人命の安全確保のため、耐震性の向上を図る。

- (1) 旧耐震基準の木造民間住宅の耐震化促進のため、耐震診断士を派遣するとともに、耐震補強設計、耐震改修、建替え工事を実施する者に対し、それぞれの経費の一部を助成する。

木造民間住宅耐震改修促進事業（令和5(2023)年4月時点）

- ア 耐震診断士派遣事業
- イ 耐震補強設計事業
- ウ 耐震改修工事事業
- エ 耐震建替え工事事業

- (2) 平成28(2016)年熊本地震において、平成12(2000)年以前に建てられた新耐震基準の木造民間住宅の一部においても倒壊による被害が見られたことから、区では、昭和56(1981)年6月～平成12(2000)年5月に建築された木造民間住宅の耐震化について対応を進める。

### 4. マンションの耐震化等

- (1) 分譲マンション耐震化支援事業

北区内にある、旧耐震基準の分譲マンションについて、耐震化に要する経費の一部を助成し、耐震化を促進する。

- ア 耐震アドバイザー事業
- イ 耐震診断事業
- ウ 耐震補強設計事業
- エ 耐震改修工事事業

- (2) 賃貸マンション耐震化支援事業

北区内にある、旧耐震基準の賃貸マンションについて、耐震化に要する経費の一部を助成し、耐震診断を促進する。

- ア 耐震アドバイザー事業
- イ 耐震診断事業

（事業はいずれも、令和5(2023)年4月時点）

## 第4 緊急輸送道路沿道建築物

地震発生時における建築物の倒壊により、避難、救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支える道路が塞がれることを防ぎ、避難路及び輸送路を確保するため、緊急輸送道路沿道建築物の耐震性の向上を図る。

- (1) 緊急輸送道路沿道建築物の定義

- ア 敷地が緊急輸送道路に接する建築物
- イ 昭和56(1981)年5月31日以前に建築に着手した建築物（旧耐震基準）
- ウ 道路幅員の概ね2分の1以上の高さの建築物

### 第3章 安全なまちづくりの実現 【予防対策】

※ 緊急輸送道路沿道建築物は、特定緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第7条第1項で規定される建築物）と一般緊急輸送道路沿道建築物（耐震改修促進法第14条第1項第3号で規定される建築物）の総称

※ 緊急輸送道路沿道図【資料編 p資-17参照】

#### (2) 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図るため、沿道建築物の所有者に対し、耐震化に要する費用の一部助成を行う。

ア 耐震診断事業

イ 耐震補強設計事業

ウ 耐震改修工事事業及び耐震建替え工事事業

#### (3) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対し、耐震診断実施等が義務化されることから、より手厚い助成を行う。（適用期間は、令和5（2023）年度までに着手するもの）

ア 耐震補強設計事業

イ 耐震改修工事事業及び耐震建替え工事事業

ウ 除却工事事業

（事業はいずれも、令和5（2023）年4月時点）

## 2-2 エレベーター対策

担当	総務部／まちづくり部／土木部／区各部／消防署／都総務局／都都市整備局／一般社団法人日本エレベーター協会
----	---

震災時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立とともに、エレベーター復旧を円滑に行うための体制を構築する。

### 第1 エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

#### 1. 区有施設

区は、都施設の対策に準じて、区有施設のエレベーター閉じ込め防止装置の設置に努める。

#### 2. 民間施設等

- (1) 医療機関は、災害時に医療活動を迅速に行えるよう、その施設のエレベーターの閉じ込め防止対策を講じる必要がある。
- (2) 都は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等を示したリーフレットを所有者等に配布するなど、閉じ込め防止対策を推進する。さらに、百貨店や病院など不特定多数の人が利用する一定規模以上の建物について、改修計画の報告を求めていく。

- (3) 一般社団法人日本エレベーター協会は、加盟各社に災害時の閉じ込め防止装置設置を行ったエレベーターにステッカーを配布し、都と連携して民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導する。
- (4) 区は、都と連携して、所有者等への閉じ込め防止対策の実施を働きかける。

### エレベーター閉じ込め防止装置

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

## 第2 エレベーターの早期復旧体制の構築

ビルの機能を早期により多く復旧させるために「1ビル1台」の復旧ルールの徹底と普及に努める。

### 1. 「1ビル1台」ルールの徹底

地震発生時に、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。

このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧することを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要である。

区は、都及び一般社団法人日本エレベーター協会などと協力して、「1ビル1台」ルールの徹底をエレベーター保守管理会社に要請するとともに、広く区民・事業者等に普及啓発する。

### 2. 自動判断仮復旧システムの採用

エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

区は、今後の開発状況を見ながら、都及び一般社団法人日本エレベーター協会と連携し、民間施設に対して、本システムの導入の働きかけを検討する。

## 第3 救出体制の構築

### 1. 救出要員を増員するための講習の実施

一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーター保守管理会社の保守要員のみならず、ビル管理者等による救出作業（危険の伴わないものに限る。）についても講習会等を実施する。

## 第3章 安全なまちづくりの実現 【予防対策】

### 2. エレベーター内の閉じ込めの有無の確認

- (1) 一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社が直ちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。
- (2) 区は、都及び一般社団法人日本エレベーター協会と連携し、エレベーター利用者及び建物管理者に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された場合には公的機関等の対応が困難になるため、エレベーター保守管理会社への通報を優先することを広く周知する。

### 3. 緊急通行車両等事前届出済証の交付

一般社団法人日本エレベーター協会は、エレベーターの閉じ込めからの救出を迅速に行うことができるよう、協会加盟のエレベーター保守管理会社に対して、緊急通行車両等事前届出済証の交付の事前申請を行うよう周知する。

### 4. 迅速な救助体制の構築

- (1) 東京消防庁は、日本エレベーター協会から講師を招き、エレベーター閉じ込め事故の指導者研修を実施し、迅速な救助体制を整備する。
- (2) 日本エレベーター協会は、協会加盟各社からの閉じ込め等に関する情報を都と共有する体制を構築する。
- (3) 都都市整備局は、日本エレベーター協会等と連携し、都内のエレベーター閉じ込め等の情報を収集する体制を構築する。

## 2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

担当	総務部／危機管理室／地域振興部／区民部／生活環境部／福祉部／健康部／北区保健所／土木部／教育振興部／子ども未来部／消防署
----	--

### 第1 屋外広告物に対する規制

- (1) 区は、東京都屋外広告物条例に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っている。
- (2) 震災対策の観点から、長期継続広告物のうち、規模の大きいものについては、屋外広告物管理者を設置させるなど、指導の強化を図っている。

### 第2 自動販売機の転倒防止

公道に面して設置されている自動販売機等が、災害時に転倒して、避難、救命・救護活動の支障とならないように、転倒防止の指導を行う。

### 第3 家具類の転倒・落下・移動防止対策

- (1) 区は、パンフレット、講習等を通じて、家具の転倒・落下・移動防止対策の普及を図る。
- (2) 消防署は、以下により転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。

- ア 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用した防災指導の実施
  - イ 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施
  - ウ 関係機関、関係団体等と連携した周知
  - エ 映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発の実施
- (3) 区は、全区民を対象に、家具類の転倒・落下・移動防止器具をあっせんする事業等を行うとともに、区民のうち、要配慮者世帯を対象に、家具転倒・落下・移動防止器具の設置を代行する事業を実施することで、対策の普及を図る。

#### 第4 収蔵品等の落下・転倒防止

区教育委員会は、博物館等における収蔵品及び展示品等の転倒・落下を防止するため、収蔵棚や展示ケース、固定具等の耐震化・免震化など、より安全な保管・展示方法への改善を図る。

#### 2-4 文化財施設の安全対策

担当	教育振興部
----	-------

1. 所蔵文化財リストの整備
2. 定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練等の防災訓練の実施
3. 消防用設備及び防災設備等の点検・整備
4. 文化財防災点検の実施
 

点検内容（主要項目）は以下のとおりとする。

  - (1) 文化財周辺の整備・点検
    - ア 文化財の定期的な見回り・点検
    - イ 文化財周辺環境の整理・整頓
  - (2) 防災体制の整備
    - ア 防災計画の作成
    - イ 巡視規則や要項の作成等
  - (3) 防災知識の啓発
    - ア 国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
    - イ ポスターの掲示、防災訓練への参加の呼びかけ
  - (4) 防災訓練の実施
  - (5) 防災設備の整備と点検
    - ア 外観点検
    - イ 機能点検
    - ウ 総合点検
    - エ 代替措置の整備

## 第3章 安全なまちづくりの実現 【予防対策】

- (6) 緊急時の体制整備
  - ア 消防機関への円滑な通報体制の確立
  - イ 隣者の応援体制
- (7) 消防署による文化財の物質的な特徴をふまえた消防上必要な指導
- (8) 文化財の搬出用具等の整備及び防災関係機関との密接な連絡体制の確立
- (9) 指定文化財の所有者に対する災害による倒壊、焼失及び破損等の危険性に係る意識啓発

### 3 応急危険度判定のための体制整備

担当	総務部／まちづくり部
----	------------

#### 第1 民間建築物の判定のための体制整備

応急危険度判定は、地震発生後、区が応急対策の一つとして行うべきものであるが、大規模な災害の場合、判定を必要とする建築物の量的な問題等で、行政職員だけでは対応が難しい場合がある。

そのため、区では、東京都防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員に登録されている者のうち、北区に在住又は在勤の方に、組織的かつ機動的に活動していただくために、「北区被災建築物応急危険度判定員会」を組織し体制を整備し、民間建築士等との連携を図っていく。

- (1) 民間建築士等との災害時の連絡態勢の整備を進める。その一環として、北区被災建築物応急危険度判定員会が既に整備している会員用連絡ツール（マーリングリスト）の強化等を図る。
- (2) 関係団体窓口での案内配布、また区ホームページによる周知等を通じ、民間建築士等に対し応急危険度判定員への登録や北区被災建築物応急危険度判定員会への加入を呼びかける。

#### 第2 区有建築物の判定のための体制整備

大規模震災時には、区有建築物の被害状況を把握し、応急危険度判定により2次災害の防止を図り、施設使用の可否を含めた応急措置の必要性を確認するための組織体制を整備している。特に、応急活動の拠点となる避難所等の区有建築物については、迅速な安全点検及び必要な安全措置を実施するため、関係団体と協定を締結して、各避難所等の点検を担当する事業者等をあらかじめ定めて、迅速に対応することとしている。

- ア 災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定
  - ：東京都建築士事務所協会北支部
- イ 災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定
  - ：北区建設業協会、北区総合建設業協議会、北区電設工業会、北区管工会

### 第3 建物被災状況簡易チェックシートの活用

- (1) 応急危険度判定前に、区有施設等の使用開始を決める必要がある場合には、施設職員や指定管理者等でも確認可能な「建物被災状況簡易チェックシート」を活用して判定する。
- (2) 「建物被災状況簡易チェックシート」の活用方法について、施設職員や指定管理者等を対象とした実地研修等を行い、建物被害状況に対するスキルの向上と、チェックシートの検証・充実を図る。

## 4 液状化、長周期地震動への対策の強化

### 4-1 液状化対策の強化

担当	まちづくり部／都都市整備局／都建設局／都水道局／都下水道局
----	-------------------------------

### 第1 液状化のおそれのある地域における建築物等の安全確保

- (1) 区は、液状化のおそれのある地域における建築物を対象とした対策工法などについて情報提供とともに、建築確認審査等を通じて液状化対策の指導の充実・強化を図っていく。
- (2) 区は、木造住宅などの建築物について、液状化のおそれがある地域において、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して、的確な対策を講じるよう促していく。
- (3) 区は、区民からの相談に対し地域の状況に即して適切に対応していくため、液状化対策に関し必要な知識を有するアドバイザーの紹介や、「液状化による建物被害に備えるための手引」の活用などについて、都と連携し取り組んでいく。
- (4) 都は、東京都建築物液状化対策検討委員会の検討を踏まえて作成した液状化による建物被害に備えるための手引やリーフレットを活用し、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、都民に情報提供する。

### 第2 公共施設等に対する液状化対策

液状化のおそれのある地域に公共施設等の工事をする際、液状化対策として建築物自体を強化する方法、地盤を改良する方法などを採用し、液状化対策を促進する。

### 4-2 長周期地震動対策の強化

担当	危機管理室／まちづくり部／消防署／都総務局／都都市整備局
----	------------------------------

### 第1 室内の安全確保

区は、都や消防署と連携し、長周期地震動の危険性や、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について広く区民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

## 第2 建築物所有者等の対策の推進

都は、高層建築物について、建築主及び建築士などの団体等に対して、補強方法の事例、家具転倒防止対策等を情報提供する。

## 5 出火、延焼等の防止

### 5-1 消防水利の整備、防火安全対策

担当	危機管理室／消防署／都水道局／その他の防災関係機関
----	---------------------------

## 第1 出火等の防止

### 1. 出火等の防止

- (1) 火気設備・器具の安全化について、火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種安全対策を推進する。
- (2) 電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気機器を原因とする電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- (3) 地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。また、一般住宅等については防火診断を通じた同様の指導とともに、地震後の出火防止、安全確保要領の指導を行う。
- (4) 各事業者に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業者に対しては、計画の作成を指導する。
- (5) 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電により、地震で損傷した電気機器を原因とする通電火災等が発生する可能性があることに留意し、感震ブレーカーの普及とともに通電火災の危険性について区民等への指導を行っていく。

### 2. 消火器等の普及

- (1) 災害時における同時多発火災を防止するため、家庭に消火器及び住宅用火災警報器を設置するよう求めていく。
- (2) 区は、家庭用消火器の取扱い事業者紹介事業を行う。

### 3. 街路設置消火器の保全

街路消火器の設置を推進するとともに、既設のものについては、年1回、保守点検や清掃等の管理を行っていく。

## 第2 初期消火体制の強化

- (1) 防火対象物に設置されている消防用設備等については、災害時においても十分にその機能が保持され、初期消火ができるよう、耐震措置を講じるよう指導する。
- (2) 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

- (3) 過去の地震被害調査結果等を踏まえ、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が災害時にも機能するよう、耐震装置を講じるよう指導を強化する。
- (4) 不燃化特区など、特に漏電火災対策が必要な地域に対して感震ブレーカーを配布するとともに、要支援者世帯を対象に設置を代行する事業を行う。

## 第3 火災の拡大防止

### 1. 消防水利の整備

- (1) 国が定める「消防水利の基準」に基づき、区部における消防水利の整備を推進する。
- (2) 震災時の同時多発火災や市街地大火に備え、耐震性を有する防火水槽や巨大水利としての深井戸を整備する。
- (3) 木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- (4) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。
- (5) 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。
- (6) 消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、区や都と連携した水利整備の推進に努める。
- (7) 民間の建設工事に併せて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金(消防水利補助金制度)を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。
- (8) 公共施設及び特殊建築物の整備にあわせた東京都震災対策条例第27条に基づく防火水槽の確保に努める。また、民間の開発事業等に際しては、都市計画法の開発行為に伴う協議や、宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づき防火水槽等の確保に努める。
- (9) 区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図る。

※ 消防水利の現況（北区内）【資料編 p資-18参照】

### 2. 消防活動路等の確保

- (1) 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、狭あい道路の広幅員化、袋小路の解消、U字溝等の埋設化、無電柱化、コーナー部分の隅きり整備など防災関係機関とともに検討する。
- (2) 障害物排除機能を有する不整地走行能力の高い車両を導入するとともに、震災消防活動が効果的に行えるよう、道路啓開について警察署及び消防署との連携体制を継続する。

### 3. 消防活動が困難な区域における対策

- (1) 消防水利の整備、消防団用可搬ポンプの整備及び消防団体制の充実などをすすめる。
- (2) 消火活動の阻害要因の把握・分析や、延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消防活動が困難な区域の解消に向けて、消防活動の円滑化を進める立場から、防災都市づくり事業等に対して提言及び要望を行う。

## 5-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

担当

危機管理室／北区保健所／消防署／都環境局／都保健医療局／都生活文化スポーツ局／各学校／その他の防災関係機関

### 第1 石油等危険物施設の安全化

区内における石油製造所・貯蔵所等の危険物施設は、761か所(令和5(2023)年4月現在。少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所を含む。)ある。

区は、消防署等との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制の確立により安全対策を進める。

- (1) 消防署は、危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の推進などにより、出火防止、流出防止対策の推進を図っていく。
- (2) 消防署は、震災を踏まえ、準特定屋外タンク貯蔵所に対する耐震性能の技術基準への早期適合を推進するとともに、災害発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業者指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。
- (3) 消防署は、製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- (4) 消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。また、適正な貯蔵取扱、事業所防災計画の作成に関する事業所指導を徹底し、出火防止対策や流出防止対策の推進を図る。
- (5) 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」と東京消防庁が連携し、同協議会の活動等への助言、働きかけを行う。

### 第2 液化石油ガス消費施設の安全化

所管する都環境局等との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制を強化し、安全対策を進める。

### 第3 火薬類保管施設の安全化

北区には、火薬庫外貯蔵場所が警察関係を含めて7か所が所在する。

所管する都環境局との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制を強化し、安全対策を進める。

### 第4 高圧ガス保管施設の安全化

所管する都環境局との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制を強化し、安全対策を進める。

## 第5 毒物・劇物取扱施設の安全化

所管する都保健医療局との連携を密にすると共に、防災関係機関との連絡体制を強化し、安全対策を進める。

※ 毒物・劇物営業者及び業務上取扱者一覧【資料編 p資-18参照】

機関	対策内容
区	販売業についての危害の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
都 保健医療局	(1) 製造業・輸入業等についての危害の未然防止を図るため、毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。 (2) 震災時の安全性の確保のため、危害防止規定等の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
都 生活文化 スポーツ局	私立学校における毒物・劇物災害を防止するため、化学実験室等の管理について、必要な情報を提供する。
都 教育庁	学校における毒物・劇物災害を防止するため、都は「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」を公立の小中高等学校及び特別支援学校に周知し、事故防止に努めていく。
学 校	学校の実験室等には、各種の引火性物品、混合危険性物品等が保管されているので、危険物の容器及び収納戸棚等の転倒・落下防止並びに容器の破損等による流出及び混合発火等の防止を図るため、収納戸棚の固定、容器の安全措置等種々の対策を講じ実験室等の安全管理を徹底し、出火防止及び児童・生徒の安全確保に努める。
事業者	漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備する。

## 第6 化学物質関連施設の安全化

所管する都環境局との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制を強化し、安全対策を進める。

## 第7 放射線等使用施設の安全化

所管する原子力規制庁及び都をはじめ、防災関係機関との連携を図る。

## 第8 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

所管する都環境局との連携を密にするとともに、防災関係機関との連絡体制を強化し、安全対策を進める。

### 5-3 危険物等の輸送の安全化

担当	危機管理室／消防署／都環境局／都保健医療局／その他の防災関係機関
----	----------------------------------

危険物積載車両等により指定数量以上の石油類を輸送、運搬又は移送する場合、当該車両は、転倒・転落防止義務、警戒標識等の表示義務、消火器等の携行義務等の規制が適用される。

- (1) タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに当該基準が維持されるよう指導を強化する。
- (2) 鉄道タンク車により危険物を輸送する場合は、東京都震災対策条例に基づき関係事業者が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。
- (3) トラック等の危険物を運搬する車両についてもタンクローリーと同様に適宜立入検査を実施し、安全対策への指導を強化する。
- (4) 「危険物の運搬又は移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認するとともに、活用推進を図る。
- (5) 下水管に流入した場合には、下水道管理者に連絡する。

# 【応急対策】

## 1 消火・救助・救急活動及び警備活動

担当	警察署／消防署／消防団／自衛隊
----	-----------------

災害発生後は、迅速・的確な消火活動及び警備活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動及び警備活動を実施する。

→ 第2部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化 (p震-170) 参照

## 2 河川施設等の応急対策による二次災害防止

### 2-1 河川施設等の応急対策

担当	(災対) 土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	----------------------------------

堤防・護岸施設といった公共土木施設が災害により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒、防御する。被害を受けたときは、区は都及び防災関係機関と連携して速やかに応急対策を行い、二次災害を防止する。

### 2-2 砂防・急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策

担当	(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／警察署／消防署／都建設局／都環境局
----	--

急傾斜地等「がけ・擁壁」の崩壊等による被害が発生する危険があるとき又は発生したときは、防災関係機関等は、相互の連絡協調を密にして、その有する機能を発揮して被害の軽減に当たり、人命及び財産を保護する。

## 第1 情報の収集・伝達計画

### (1) 情報内容

収集・伝達する情報の内容は、危険区域の範囲及びその付近の降雨量、区域内の状況（土石の移動状況、斜面形状、地表水、湧水の状況、竹木等の傾倒、人家等の損壊状況等の現象、被災住民の数）等とする。

### (2) 伝達方法

ア 被害が発生する危険があるとき

(ア) 情報を得た防災関係機関は、電話等により他の防災関係機関に通報するとともに、該当地域の住民へ防災無線放送により事前注意を呼びかける。

## 第3章 安全なまちづくりの実現 【応急対策】

- (イ) 都は、土砂災害による急迫した危険が認められる場合、区が適切に避難指示等の判断が行えるよう、情報を提供する。
- イ 被害が発生したとき
- (ア) 区は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都に報告する。
- (イ) 情報を得た防災関係機関は、救助救急活動を実施するとともに、詳細を他の防災関係機関に通報し、被害が拡大するおそれのあるときは、避難指示等により人的被害の防止にあたる。

### 第2 人命の保護、救出

- (1) 避難住民の保護は、区災対本部の運用計画及び各防災機関の業務計画による。
- (2) 救出は、警察又は消防機関の救出方法による。
- (3) その他細部に至る伝達方法等については、該当地区の自主防災組織活動計画にもとづいて行う。

### 2-3 公園・児童遊園の応急対策

担当	(災対) 土木部
----	----------

- (1) 公園・児童遊園の被害状況を把握するため、全ての公園・児童遊園、防災広場、遊び場等の現地調査を行う。
- (2) 調査は、避難場所に指定されている公園等、救護所に隣接・近接している公園等、避難所に隣接・近接している公園等、その他の公園等の順に行う。
- (3) 被害状況については、明らかになり次第、防災機関に伝達する。
- (4) 被害を受けた公園等は、避難場所に指定されている公園等、救護所に隣接・近接している公園等、避難所に隣接・近接している公園等、その他の公園等の順に応急措置を行う。応急対策は、安全対策及び災害応急施設の機能確保を優先し、現場調査で必要性の高い作業を順次行う。
- (5) 応急対策が終了した公園等については、その事項を防災機関等に伝達する。

### 3 社会公共施設等の応急対策

担当	(災対) 総務部／(災対) 医療衛生部／(災対) まちづくり部／(災対) 教育振興部／各施設管理者
----	---

### 第1 社会公共施設等の応急危険度判定の実施

#### 1. 応急危険度判定の実施体制

- (1) 災害時の応急活動の拠点となる避難所等について、地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。地震発生後7日以内に終了することを目標とする。

機関名	対策内容
区	(1) 所管する社会公共施設等が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 応急危険度判定技術者が不足する場合、区長は、他団体（他自治体、民間団体）への協力を要請する。 なお、応急危険度判定の実施に必要な人員が充足されない場合は、区災対本部を通じて都に支援要請を行う。 (3) 社会公共施設（区と協定を締結している医療機関・福祉避難所等）の管理者から判定実施の支援要請があった場合、区は、公共施設等に準じて、社会公共施設の判定を実施する。
社会公共施設の管理 者	(1) 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。 (2) 判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援を要請する。

## 第2 社会公共施設等の応急対策

### 1. 各医療機関

- (1) 事業継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- (2) 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

### 2. 社会福祉施設等

- (1) 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、区が組織した「要配慮者対策班」等、防災関係機関に連絡し援助を要請する。
- (4) 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

### 3. 学校施設

- (1) 校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- (2) 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- (3) 緊急時には、防災関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。
- (4) 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- (5) 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

第1部

震災対策編

第3部  
担当表

第1部

風水害対策編

本編  
第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

## 第3章 安全なまちづくりの実現 【応急対策】

### 4. 文化財施設

- (1) 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに消防署等の防災関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、その結果を区及び区教育委員会に報告する。
- (2) 防災関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

### 5. 区立文化施設・社会教育施設

区立文化施設・社会教育施設については、直ちに被害状況を調査し、被害状況によって使用可能な場合は、施設ごとに再開等の計画を立て、危険な場合は早急に閉館する。

### 6. 応急仮設住宅となりうる公的住宅等

各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

## 4 被災住宅の応急危険度判定

担当	(災対) まちづくり部
----	-------------

### 第1 判定制度の目的

区は、地震発生後、早期に住宅の被害状況を調査し、危険性を応急的に判定することによって、地震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全確保を図る。

### 第2 判定対象住宅

応急危険度判定の対象となる住宅は、都住宅政策本部、都住宅供給公社、都市再生機構等が管理する住宅以外の戸建住宅・共同住宅等とする。

### 第3 判定の実施

- (1) 区長は、その区域内において地震により多くの建物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置などの必要な措置を講じ、応急危険度判定を実施する。
- (2) 応急危険度判定の実施を決定した場合は、「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づいて登録している建築物の応急危険度判定員の出動等、必要な支援を知事に要請する。なお、民間の事業者が管理・所有する建物の応急危険度判定は、原則として所有者・管理者の責任で行う。

### 第4 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入り口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

## 5 被災宅地の応急危険度判定

担当	(災対) まちづくり部
----	-------------

### 第1 判定制度の目的

区は、災害対策本部が設置される規模の地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、ボランティアである被災宅地危険度判定士を活用して、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図る。

### 第2 判定対象宅地

宅地造成等規制法(昭和36(1961)年 法律第191号)第2条第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

### 第3 判定の実施

- (1) 区長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、応急危険度判定が必要と判断した場合は、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 判定の実施を決定した場合、都に被災宅地危険度判定士の派遣等の支援を要請する。

### 第4 判定結果の表示

被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の使用者及び居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

## 6 危険物等の応急措置による危険防止

### 6-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

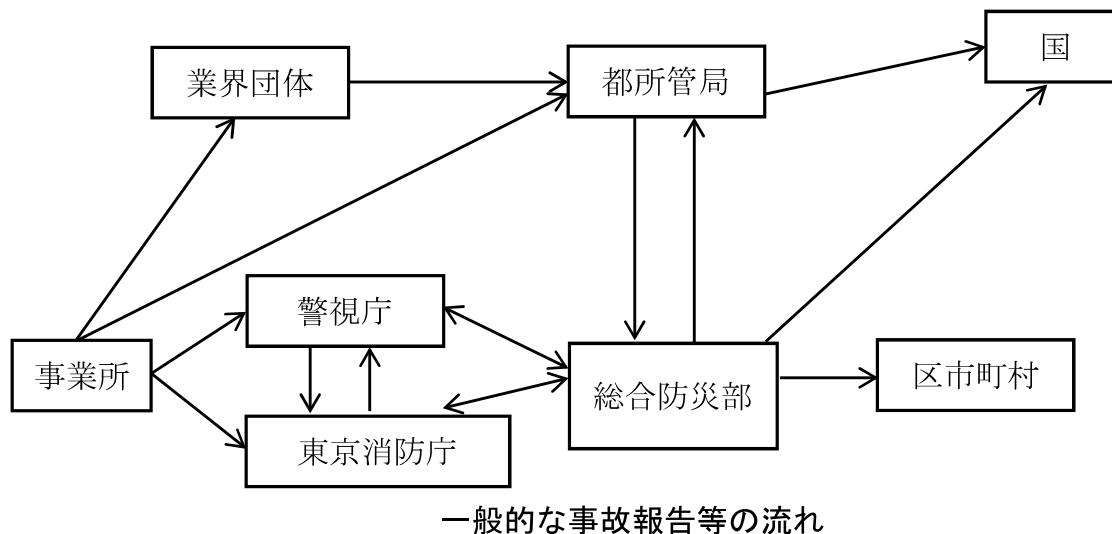
担当	(災対) 危機管理室／(災対) 生活環境部／(災対) 医療衛生部／(災対) 教育振興部／警察署／消防署
----	---

危険物施設等は、災害時、火災、危険物漏えい、爆発等、大規模な被害の発生が予想される。区は、事前に事業者、周辺地域の住民及び他の防災関係機関と連携・協力体制

## 第3章 安全なまちづくりの実現 【応急対策】

を構築し、被害の最小化に努めるとともに、化学物質等による二次災害から住民及び応急活動従事者を保護する措置を講じる。

なお、都、区又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。



### 第1 石油類等危険物施設の応急措置

機関名	対応措置
消防署	<p>関係事業者の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。          また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</li> <li>(2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出、及び異常反応、浸水等による広域拡散防止措置と応急対策</li> <li>(3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動</li> </ul>
区	<p>事故時には必要に応じ、次の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民に対する避難指示等</li> <li>(2) 住民の避難誘導</li> <li>(3) 避難所の開設、避難住民の保護</li> <li>(4) 情報提供、防災関係機関との連絡</li> </ul>
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

## 第2 液化石油ガス消費施設の応急措置

機関名	対応措置
都環境局	(1) 販売事業者等に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 被害拡大のおそれがある場合、防災事業者に緊急出動要請 (4) 安全維持等のため必要な場合は、販売事業者等に緊急措置を講じるよう指示
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難指示等 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

## 第3 火薬類保管施設の応急措置

機関名	対応措置
都環境局	(1) 危険防止措置を指導 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難指示等 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
関東東北産業保安監督部	(1) 危険防止措置の監督又は指導 (2) 必要に応じて、緊急措置命令等を実施
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

## 第4 高圧ガス取扱施設の応急措置

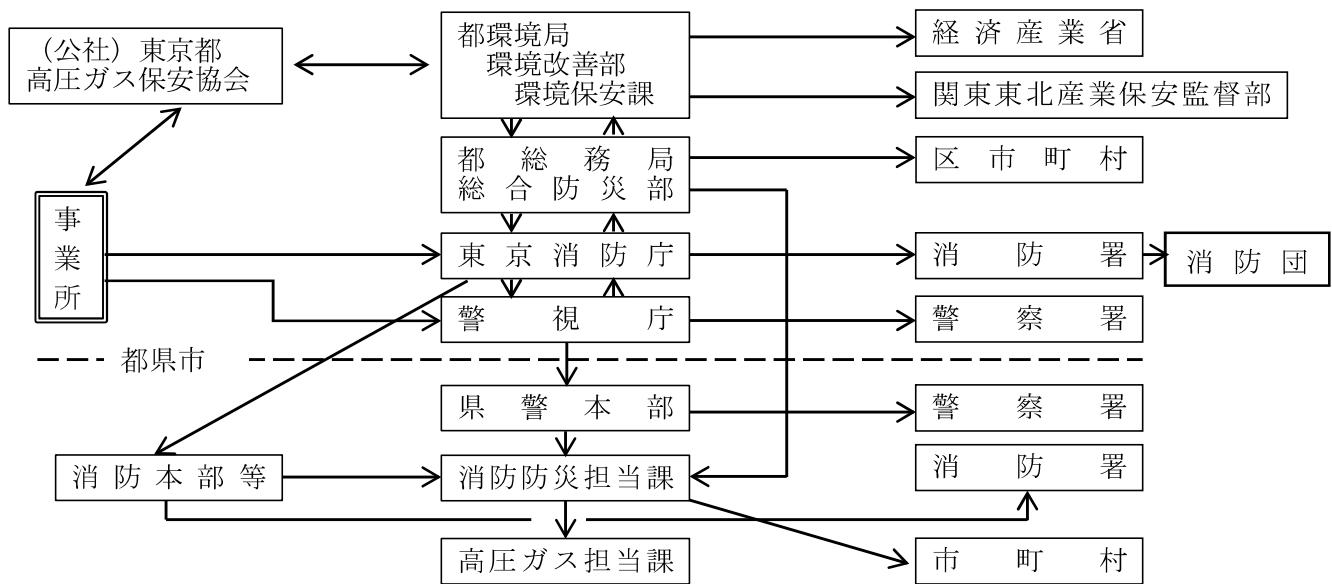
### 1. 高圧ガス災害時応援連絡体制

都は、高圧ガス漏えい事故が発生し、災害が拡大するおそれがある場合には、東京都高圧ガス地域防災協議会が指定している防災事業所が応援出動する。ただし、防災事業所自体が地震の被害を受け出動できない場合は、被害を受けていない地域の協議会支部が、ガスの種類に応じ、支部単位で応援出動する体制をとることとし、応援の要請を受けた支部長は、連絡網を通じて支部の会員をまとめ応援出動する。

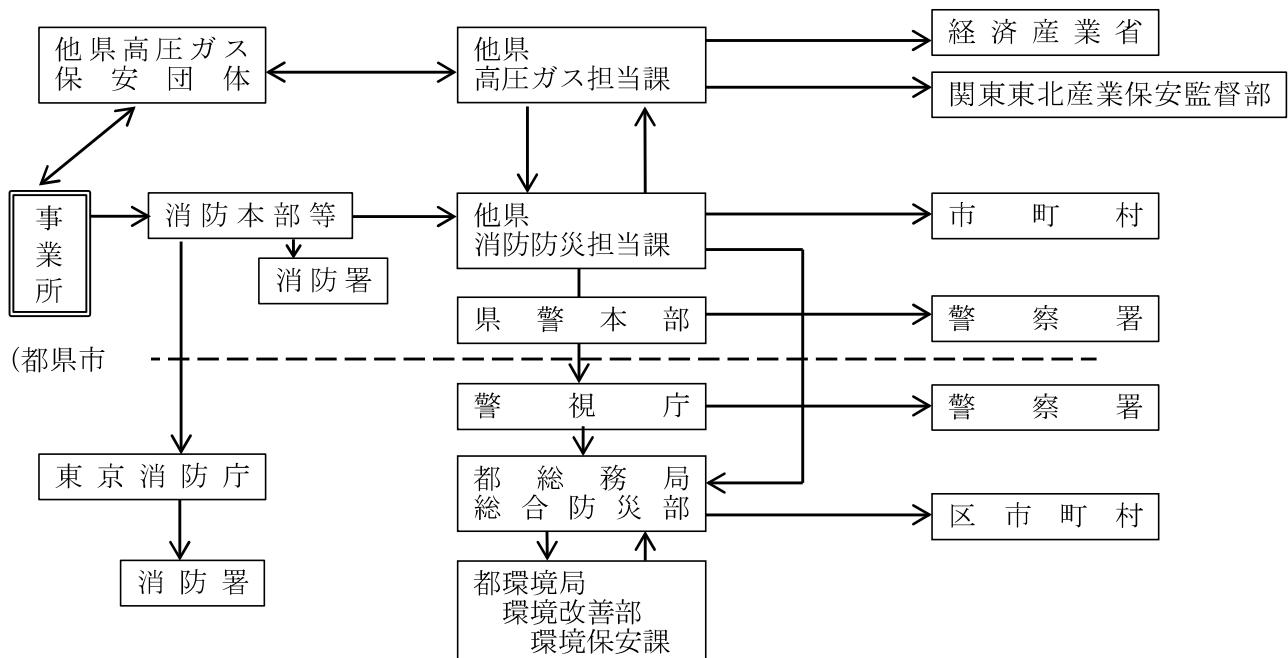
このとき、区は、必要に応じて、住民の避難措置を行う。

## 2. 高圧ガス漏えい事故発生時の広域通報系統

都において事故が発生した場合



隣接県において事故が発生した場合



(注) 1 太線は基幹ルートである。

(注) 2 有線の途絶時には、総務省消防庁の無線により通報する。

機関名	対応措置
都総務局	都県市境付近での漏えい事故の際、防災関係機関へ連絡通報する。
都環境局	(1) 事業者に対し、災害の拡大防止及び被害の軽減を指示 (2) 被害情報を収集し、関東東北産業保安監督部へ報告 (3) 被害拡大のおそれがある場合、防災事業所に緊急出動要請 (4) 安全維持等のため必要な場合は、事業者に緊急措置を命令
警察署	(1) ガス漏れ等の事故が発生した場合、防災関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。 (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。
消防署	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報を行う。 (3) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (4) 防災関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部 第5章【応急対策】「2－1 震災消防活動（p震-200）」により対処する。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難指示等 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
関東東北産業保安監督部	都及び防災関係機関と連絡の上、高圧ガス製造の施設者等に緊急保安措置を講じるよう指導する。
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
東京都高圧ガス地域防災協議会	災害拡大のおそれがある場合、指定した防災事業所等に出動要請し、災害の拡大防止を指示する。

第1部

第2部  
震災対策編

第3部

担当表

第1部

第2部  
風水害対策編第3部  
本編

担当表

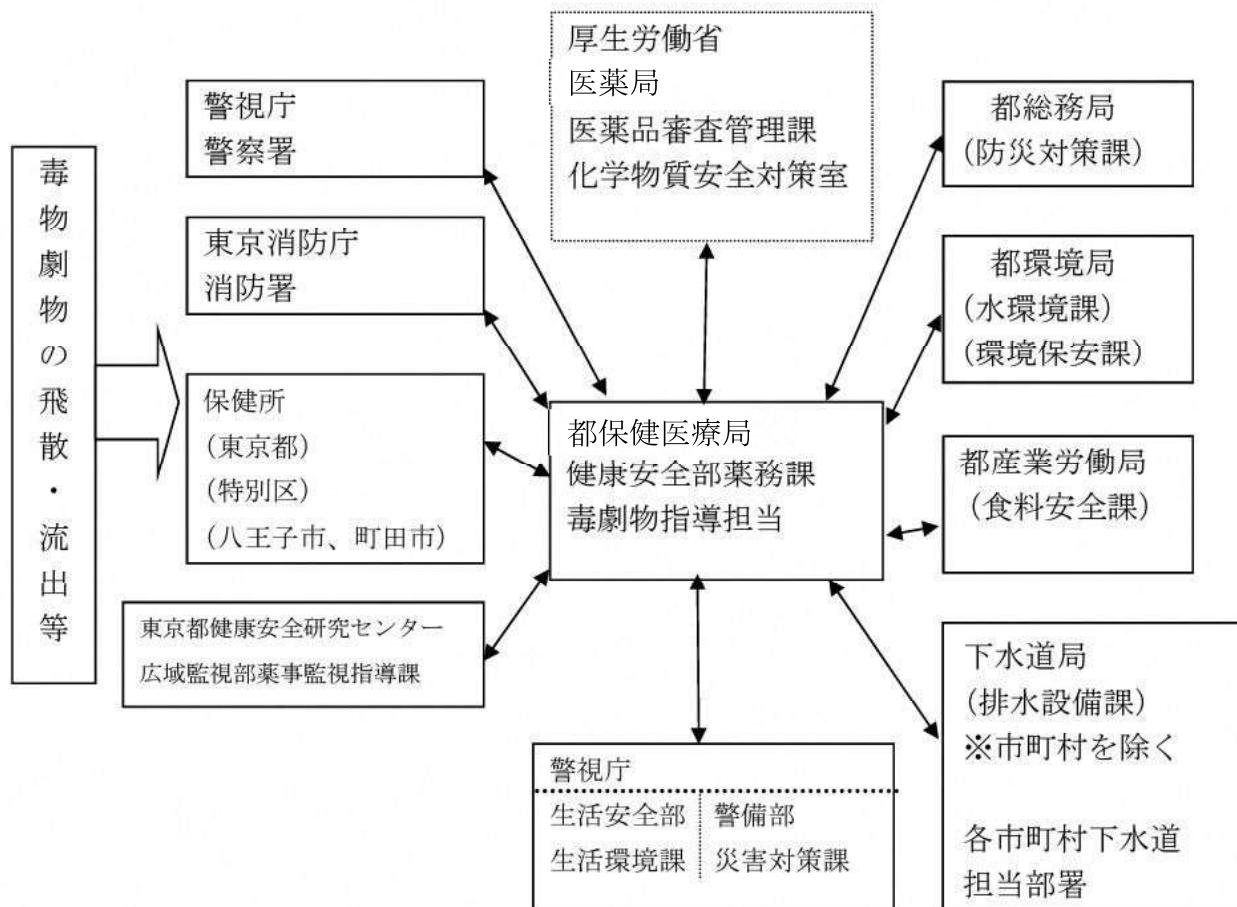
震災対策編  
資料編

風水害対策編

## 第5 毒物・劇物取扱施設の応急措置

震災による建物の倒壊等により、毒物・劇物の飛散、漏えい等の事故が発生した場合の対応措置は、次のとおりとする。

### 1. 災害時の毒物劇物飛散・流出等に係る連絡系統図



機関名	対応措置
都保健医療局 区	(1) 毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講じるよう指示する。 (2) 毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。 (3) 防災関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
都下水道局	(1) 下水道への流入事故の際は、排出防止の応急措置を指導 (2) 災害情報の収集、伝達
都教育庁	あらかじめ計画した、発災時の対策に基づく行動を指導する。

機関名	対応措置
警察署	(1) 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、防災関係機関と連絡通報を行う。 (2) 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は区長から要求があったときは、避難の指示を行う。 (3) 避難区域内への車両の交通規制を行う。 (4) 避難路の確保及び避難誘導を行う。
消防署	(1) 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 (2) 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難指示等及びその後の区への通報を行う。 (3) 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 (4) 防災関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第2部 第5章【応急対策】「2-1 震災消防活動 (p震-200)」により対処する。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

## 第6 化学物質関連施設の応急措置

機関名	化学物質対策	PCB対策
都環境局	区と連絡調整し、必要に応じて防災関係機関に情報を提供する。	区との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告する。
区	適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、防災関係機関に情報を提供する。	PCB保管事業者等から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏えいしている機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、防災関係機関に情報を提供する。
事業者等	適正管理化学物質取扱事業者は、事故により危険が想定される場合は速やかに区及び防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。	発災によりPCB機器が破損・漏えいしている場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

第3章 安全なまちづくりの実現  
【応急対策】

**第7 放射線等使用施設の応急措置**

機関名	対応措置
消防署	(1) 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置をとるよう要請する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 (2) 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都保健 医療局	RI使用医療施設での被害が発生した場合、RI管理測定班を編成し、必要な措置を実施する。
区	防災関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難指示等 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡

**第8 石綿含有建築物等の応急措置**

機関名	対応措置
都環境局	(1) 都民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。 (2) 区及び協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。 (3) 区と連携し、建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行う。
区	(1) 区民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。 (2) 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。 (3) 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。
建築物所 有者等	アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

## 6-2 危険物輸送車両等の応急対策

担当 (災対) 医療衛生部／警察署／消防署／消防団

## 第1 危険物輸送車両の応急対策

機関名	対応措置
都環境局	(1) 防災関係機関との密接な情報連携 (2) 必要な場合、一般高圧ガス等の移動制限又は一時禁止等の緊急措置を命令 (3) 災害拡大のおそれがある場合、防災事業所に応援出動を要請
警察署	(1) 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。 (2) 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。 (3) 防災関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。
消防署	(1) 防災関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 災害応急対策は、第2部 第5章【応急対策】「2-1 震災消防活動(p震-200)」により対処する。
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難指示 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡
関東東北産業保安監督部	(1) 都及び防災関係機関との密接な情報連絡 (2) 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ、移動制限又は一時禁止等の緊急措置命令
関東運輸局	危険物輸送の実態に応じた対策を推進する。
第三管区海上保安本部(東京海上保安部)	関係事業者等に対し災害の実態に応じた措置を指導する。
事業者等	発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、又は危険が予想される場合は、速やかに防災関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。
JR貨物	(1) 事故の拡大等防止のため、立入禁止等の措置 (2) 消防、警察等の防災関係機関への通報

## 第2 核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる放射性物質安全輸送連絡会（昭和58（1983）年11月10日設置）において安全対策を講じる。

機関名	対応措置
原子力規制委員会 国土交通省 厚生労働省 総務省 環境省 警察庁 総務省消防庁 海上保安庁	(1) 放射性物質輸送事故対策会議の開催 (2) 派遣係官及び専門家の対応
警察署	(1) 事故の状況把握及び都民等に対する広報 (2) 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 (3) 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置
消防署	(1) 事故の通報を受けた旨を都総務局に通報 (2) 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
都総務局	(1) 事故の通報を受け、直ちに防災関係機関に連絡 (2) 国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
第三管区 海上保安本部	(1) 事故の状況に応じ、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施 (2) 都知事からの要請を受け、動員されたモニタリング要員等を搭載しての海上モニタリングの支援
事業者等	(1) 関係機関への通報等、応急の措置を実施 (2) 警察官等の到着後は、情報を提供し、指示に従い適切な措置を実施
区	事故時には必要に応じ、次の措置を行う。 (1) 住民に対する避難指示等 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡

## 6-3 危険動物の逸走時対策

担当	(災対) 医療衛生部／警察署／消防署
----	--------------------

区民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

機関名	対応措置
都総務局	情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都保健医療局	情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整
都産業労働局	産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都建設局	都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警察署	情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）
消防署	情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
区	事故時には必要に応じ、次の措置を実施 (1) 住民に対する避難指示等 (2) 住民の避難誘導 (3) 避難所の開設、避難住民の保護 (4) 情報提供、防災関係機関との連絡

## 【復旧対策】

### 1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

#### 1-1 河川施設等の復旧

担当	(災対) 土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	----------------------------------

河川管理施設について、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

#### 1-2 二次的な土砂災害防止対策

担当	(災対) まちづくり部／(災対) 土木部／都第六建設事務所／国土交通省荒川下流河川事務所
----	--

区は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り安全対策を行う。

#### 1-3 公園・児童遊園の復旧

担当	(災対) 土木部
----	----------

- (1) 区は、避難所又は救護所に隣接・近接する公園等、避難場所に指定されている又は隣接・近接している公園等、その他の公園等の順に、給水管、配水管、ます、電気系統及びトイレの点検を行うとともに、必要に応じて、応急復旧工事を街灯保安会、造園協力会又は管工会の協力を得て行う。
- (2) 避難所・救護所に隣接する公園等については、トイレ及びそれに付随する設備の応急復旧を最優先で行う。

### 2 社会公共施設等の復旧

担当	(災対) 総務部／(災対) まちづくり部／(災対) 教育振興部／(災対) 各部
----	---

区立施設については、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によって再開が可能なものについては、速やかに再開する。また、被害が大きく、再建又は廃止する必要がある施設については、復興計画を策定する。

- (1) 学校施設

公立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、区

教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(2) 文化財施設

文化財管理者は、被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、区教育委員会、都教育委員会及び文化庁と修復等において協議を行う。

(3) 区立文化施設・社会教育施設

ア 区教育委員会は、区立文化施設・社会教育施設について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

イ 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

第1部

震災対策編

第3部

担当表

第1部

風水害対策編

第3部

担当表

震災対策編

資料編

風水害対策編

# 第4章 安全な交通ネットワーク及び ライフライン等の確保

## 【基本方針】

道路、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るために、発災時においてもその機能を確保する必要がある。

また、発災後の都民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能の確保が不可欠である。

そこで本章では、区民のくらしや都市機能を支える交通ネットワークやライフライン確保についての対策を示す。

予防対策		頁
1 道路・橋りょう		震-125
2 鉄道施設		震-128
3 河川施設等		震-132
4 緊急輸送ネットワークの整備	4-1 緊急輸送ネットワーク 4-2 緊急道路障害物除去等 4-3 地域内輸送拠点の設置等	震-132
5 水道		震-135
6 下水道		震-137
7 電気・ガス・通信等	7-1 電気施設の安全化 7-2 ガス施設の安全化 7-3 通信施設の安全化 7-4 共同溝の整備促進 7-5 電線類の地中化推進	震-138
8 ライフラインの復旧活動拠点の確保		震-143
9 電源等の確保		震-144
応急対策		頁
1 道路・橋りょう	1-1 道路・橋りょうの応急対策 1-2 交通規制 1-3 輸送ルートの確保	震-145
2 鉄道施設		震-153
3 河川施設等	3-1 河川及び内水排除施設 3-2 防災用船着場の運用 3-3 河川障害物の除去	震-156
4 水道		震-159
5 下水道		震-160
6 電気・ガス・通信等	6-1 電気 6-2 ガス 6-3 通信	震-131
復旧対策		頁
1 道路・橋りょう		震-165
2 鉄道施設		震-165
3 河川施設等		震-166
4 水道		震-167
5 下水道		震-167
6 電気・ガス・通信等	6-1 電気 6-2 ガス 6-3 通信 6-4 ライフライン復旧関係者の受け入れ	震-168
本章の関係する関連計画・マニュアル		
—		

## 【予防対策】

### 1 道路・橋りょう

担当	土木部／警視庁／東京消防庁／都建設局／都水道局／都下水道局／都都市整備局／都青少年・治安対策本部／関東地方整備局／東京電力パワーグリッド㈱／東京ガス㈱／首都高速道路㈱
----	---

#### 第1 基本方針

機関名	耐震性と施設の安全対策
区	道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術基準について」（国土交通省道路局長、都市局長通知）及び「道路橋示方書」（平成29(2017)年7月改定）に従い、地質・構造などの状況に応じ、東日本大震災級の地震でも落橋や倒壊が生じないよう、安全性を強化する。
・ 都建設局	自動車専用道路のトンネル、高架橋などには、非常口を整備し、災害時においても利用者等が安全に脱出できるようにしている。
・ 東京消防庁	一定規模以上の洞道（通信ケーブル専用の地下道）・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例（昭和37年3月東京都条例第65号）で消防活動上必要な事項の届出を義務付けるとともに、当該届出に非常用施設の設置状況等の添付を求めることで、情報の把握に努めている。
・ 首都高速 道路㈱	
・ 関東地方 整備局	

#### 第2 各機関の対策内容

機関名	対策内容
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 広幅員の歩道における街路緑化の推進</li> <li>(2) 道路擁壁の健全度調査の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 拥壁の現況調査を行い、補修計画を策定し、施工を実施する。</li> <li>イ 張出し歩道の補修計画を策定し、その整備を行う。</li> </ul> </li> <li>(3) 施工の実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>健全度調査・詳細調査・耐荷耐震診断の結果を踏まえた改修計画に基づき、落橋防止工事、補強工事及び架替工事等を実施する。</li> </ul> </li> <li>(4) 道路等の補修           <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な巡回調査を実施するとともに、定期的な路面下空洞調査などにより、現状及び危険箇所の把握を行う。また、交通安全施設をはじめとする道路付属物の整備及び補修を実施する。</li> </ul> </li> <li>(5) 道路敷や水路敷の管理           <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時に避難通路として活用できるよう管理する。</li> </ul> </li> </ul>

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【予防対策】

機関名	対策内容
都建設局	<p>(1) 連続立体交差事業等、道路整備を推進</p> <p>(2) 骨格幹線道路をはじめとした第四次事業化計画優先整備路線に位置付けられた都市計画道路の整備を推進</p> <p>(3) 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施</p> <p>(4) 重点整備エリア等の無電柱化事業を推進</p> <p>(5) 緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を推進</p> <p>(6) 情報収集用資機材や、障害物除去※用資機材を確保</p> <p>(7) 分かりやすい標識整備等</p>
首都高速 道路株	<p>安全性・信頼性の高い首都高速道路の確立</p> <p>1. 道路施設等関連対策</p> <p>(1) 災害時において、安全性・信頼性の高い首都高速道路網を確保するため、代替性の確保及び多重化の観点からネットワーク等の充実に努める。また、首都高速道路及び関連施設の整備に当たっては、地質、構造等の状況に応じ、防災上充分な安全を見込むとともに、トンネル防災設備、緊急避難用非常口その他の防災設備の整備に努める。</p> <p>(2) 点検要領等に基づき巡回点検等を実施するなど、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に道路防災対策等を推進することで、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えない道路施設等の構築を目標としつつ、災害時に緊急交通路及び緊急輸送路として機能するよう努める。</p> <p>(3) 橋脚の耐震性向上補強対策を計画的に実施するとともに、支承及び連結装置に耐震性向上対策に取り組む。</p> <p>2. 防災中枢機能の確保</p> <p>災害応急等の防災機能を果たす施設及び設備の充実並びに災害に対する安全性の確保に努める。</p> <p>3. 利用者の安全確保</p> <p>(1) 各種施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の強化を図るとともに、お客様の避難誘導計画等の作成及び訓練の実施に努める。</p> <p>(2) 避難誘導計画等の作成に当たっては、多数の避難者の集中やそれに伴う混乱等の発生などを想定するとともに、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等への配慮を考慮に入れ、的確な対応を可能とするよう努める。</p> <p>4. 道路通行規制の基準等</p> <p>異常気象時又は災害発生時において、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定める。また、迅速に道路交通規制が実施できるよう、事前に関係都県公安委員会等へ必要な協議調整を実施し、国、関係都県等及び関係防災諸機関等と緊密な連携を保つことで、体制の構築に努める。</p> <p>お客様等へは、基準等の周知を図る等、必要な措置を講じる。</p>

※ (道路) 障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

### 第3 道路占用物件の安全対策

#### 1. 公道上突出看板等の落下防止

公道上に突出した看板等が災害時に落下し、人の生命及び身体に被害を与えたる、交通機能を阻害したりしないよう調査し、是正指導する。なお、調査・指導は、避難道路、緊急道路障害物除去路線等の優先順位に従って行う。

#### 2. 避難道路、緊急道路障害物除去路線等の道路パトロールの強化

災害時を念頭に、道路の不法占用、不法使用、屋外広告物の取締・指導、道路付属物の損傷発見等の道路パトロールを強化する。

#### 3. 放置自転車等の撤去及び啓発活動

避難道路、緊急道路障害物除去路線等を確保するとともに、救護・救援活動が円滑に行えるように、引き続き放置自転車等の撤去と啓発活動に努める。

### 第4 道路占用施設の安全対策

- (1) 道路占用施設の安全対策は、占用企業者等が行う。
- (2) 道路管理者は、区内の企業者占用物配置図面を常備するとともに、地震発生後は、防災関係機関との連絡調整を図り、ライフラインの復旧を支援する。

### 第5 自動販売機の転倒防止

災害時に公道に面して設置されている自動販売機等が転倒し、避難及び救命・救護活動の支障とならないように、転倒防止の指導を行う。

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【予防対策】

### 第6 避難道路沿いの施設の安全化

機関名	対策内容
都水道局	水道施設の耐震化や耐震継手管への取替えの推進を図る。
都下水道局	避難所等からの排水を受ける管きょや避難道路に埋設されている管きょについて、マンホールと管きょの接続部分の可とう化やマンホール浮上対策など、耐震性の向上に努める。
東京電力パワーグリッド㈱	<p>ア 配電設備は、感電・火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように電気設備の技術基準に基づいた設備形成をしている。</p> <p>イ 設備の健全性を維持するため、電力設備の巡視や点検を実施している。</p> <p>ウ 万が一、配電設備の故障や損壊があった場合は、電気を送っている変電所の保護装置が動作して電気の供給を停止し二次災害防止措置を実施している。</p>
東京ガス㈱	導管の耐震性の向上を図るとともに、導管網のブロック化、緊急遮断装置、放散設備、無線設備等を整備し、二次災害防止と早期復旧のための防災システムの確立を図る。

## 2 鉄道施設

担当 都交通局（都電荒川線）／東日本旅客鉄道（JR東日本）／東京地下鉄（東京メトロ）

### 第1 基本方針

各鉄道機関は、地震災害が発生した場合の設備の故障や利用者の混乱を防止するため、施設の強化や防災設備の改良整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。

機関名	対策内容
都交通局	<p>ア 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進</p> <p>イ 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保</p>
各鉄道事業者	<p>ウ 気象庁等から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止</p> <p>エ エレベーターの安全対策の推進</p>
都都市整備局	鉄道施設の耐震対策を支援
東京消防庁	東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導

## 第2 各機関の安全対策

### 1. 都営交通施設

#### (1) 防火設備の配置

建築物には火災感知器、消火ポンプ等を、車両には消火器を設置し、交通施設を災害から防護して、輸送の確保を図る。

#### (2) 現況施設災害予防計画の策定

ア 乗客輸送に関する諸施設、建物、車両等及びそれに付随する防災設備の充実を促進する。

イ 災害による被害を最小限に抑えるため、営業所長は、あらかじめ危険箇所に対する予防対策を立て、当該対策を職員に周知徹底する。

ウ 災害時の指令系統の組織を再確認する。

エ 各取扱責任者において、防災設備の適切な管理を行わせる。

#### (3) 災害予防体制の確立

ア 地震による災害又は大規模な火災などが発生するおそれのある場合には、その災害に対する未然防止策を図る。

イ 災害が発生した場合には、その被害の軽減及び迅速かつ的確な復旧を図るために、非常災害対策本部を設置する。

ウ 運行中の電車が停止した場合、車内マイク等を活用して利用者の動搖防止に努めるとともに、車外の安全を確認のうえ、避難場所を案内する。

### 2. 東日本旅客鉄道(株)施設

#### (1) 施設の現況

ア 区内における線名及び線路の延長

- |              |       |
|--------------|-------|
| (ア) 東北本線     | 7.9km |
| (イ) 京浜東北線    | 7.7km |
| (ウ) 埼京線      | 5.9km |
| (エ) 山手線（貨物線） | 1.5km |
| (オ) 東北新幹線    | 9.5km |

イ 区内の鉄道高架橋、電気施設

- |         |            |
|---------|------------|
| (ア) 高架橋 | 55か所       |
| (イ) 架道橋 | 51か所       |
| (ウ) 河川橋 | 6か所        |
| (エ) 変電所 | 2か所（赤羽、王子） |

ウ 施設の耐震性

(ア) 耐震設計は、条件に応じた震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。

(イ) 主要構造物は関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。

#### エ 事業計画

(ア) 鉄道沿線に設置した地震計からの情報及び緊急地震速報の情報を活用した防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。

(イ) 「運輸省鉄道施設耐震構造検討委員会」の答申を踏まえ、耐震補強が必要な構

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【予防対策】

造物については、補強工事を実施している。

- (ウ) 列車の緊急停止装置の整備と並行して、停止後の運転再開の指示及び列車の被害状況の報告等を的確かつ迅速に行うため、運転士と指令間の無線による情報連絡設備が整備されている。

### (2) 災害予防計画

#### ア 災害に対する防災体制の確立

- (ア) 本社、東京支社及び各地区・駅に災害対策本部を設置する。

- (イ) 各災害対策本部の組織及び業務分担内容は、社内規定による。

#### イ 情報収集体制の整備

JR専用電話回線網が整備されているほか、各対策本部に通信衛星による電話回線が配備されている。

#### ウ 施設の点検整備

##### (ア) 保守点検の実施

平常から、土木構造物等の検査員が耐震性能及び環境条件の変化等により生じる危険箇所の発見のため、定期又は随時点検を行い、改良補強に努めている。

##### (イ) 駅舎及び車両の防火対策

・駅舎の防災対策：消防設備等の強化、防災訓練の実施等により、駅舎の防災能力の向上に努めている。

・車両の防火対策：危険物持込禁止の徹底等、車内における人的・物的被害を最小限にとどめるための対策を引き続き推進する。

#### エ 放送設備

異常事態発生時に備え、乗客に対する情報の提供及び避難誘導のための放送設備の有効活用並びに視覚的に情報を提供するシステムを確立する。

- (ア) 放送案内文の検討、アナウンス教育、情報の集約等、異常時の情報管理体制の確立

- (イ) 大型ディスプレイの設置等視覚的な情報提供手段の整備

#### オ 地震発生時の運転取扱

地震の揺れを感じた区間及び規模等に応じ、列車の速度規制又は運転中止を行い、列車運行の安全を確保する。

### (3) 防災知識の普及計画

#### ア 社員に対する教育

大地震発生時の対応マニュアルを全社員に配布し、社員の責任分野を明確にさせるとともに、非常参集、人命救助及び情報の収集・報告等について教育を行っている。

#### イ 乗客に対する災害時の広報

駅、列車等における二次的災害の発生及び混乱防止を図るため、それぞれの状況に応じた災害時の対応についての広報に努めている。

### (4) 訓練計画

系統別に地震総合防災訓練、非常招集訓練、非常参集訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、初期消火訓練及び応急復旧訓練等を計画し、定期又は隨時に実施している。

(5) 災害用資機材等備蓄計画

資機材を分散して常備しておき、災害の規模に応じて不足する分を他の方面から集結するシステムを取っている。

### 3. 東京地下鉄(株)施設

(1) 計画方針

災害による被害の未然防止を図るとともに、発生した災害により鉄道施設等に被害があった場合は、その被害の迅速かつ的確な復旧を図り、もって輸送の安全確保に努めるものとする。

(2) 施設の現況

北区内の南北線は約6.0kmであり、区内の駅は、西ヶ原、王子、王子神谷、志茂、赤羽岩淵の5駅である。一日平均約10万人の乗降客がある。

(3) 災害予防計画

ア 防災体制の確立

営業線における防災施設を検討し、所要の改善方策を講じるとともに、防災体制を確立する。

イ 排水施設

東京地下鉄(株)における排水施設は、850m～1.5kmごとに設備している。各ポンプ室には排水能力毎分1.0tのポンプ3台を標準設置し、交互自動運転を行っている。

ウ 停電対策

(ア) 東京電力パワーグリッド(株)から複数系統で電力の供給を受けている。全ての系統の供給が停電する事態を除いて、駅及びトンネル内が長時間停電することはない。

(イ) 万一に備えて、駅及び列車内は蓄電池により照明を確保している。

(ウ) 駅間のトンネル内は、非常用発電機を集約設置方式で設備し、非常灯による照明を確保している。

エ 構造物の耐震性

(ア) 構造物は「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成10（1998）年12月運輸省通達）及び「既存鉄道構造物に係る耐震補強について」（平成13（2001）年6月国土交通省通達）により、適切に対応する。

(イ) トンネルは、大正関東地震級相当の地震に耐えられる構造になっている。

オ 建築施設等の耐震性

(ア) 地上構造物は、法規で定められた構造・強度基準で設計・建造してある。

(イ) 変電所設備用鉄構は水平震度0.3（震度階級6相当）で建造してある。

カ 防火対策

(ア) 地下構内では、都市ガスや油脂類等の可燃物の使用を禁止しており、地震による出火可能性はほとんどない。

(イ) 地下鉄車両の防火対策は、国土交通省「普通鉄道構造規則」及び国土交通省の通達に基づき整備する。

(ウ) 車両に使用する材料は、難燃性以上の判定を受けたものを使用する。

(エ) 各車両には、消火器（中性強化消火器）を2本設置する。

### 3 河川施設等

担当	土木部／都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局
----	---------------------------

区及び各機関は、資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

区は、管内における水防活動を十分に行うことができるよう、土のう、水防資機材及び施設の整備並びに輸送の確保に努める。また、管内の水防活動に直ちに対応できるよう、車両等の確保、輸送経路等を確認しておく。

### 4 緊急輸送ネットワークの整備

#### 4-1 緊急輸送ネットワーク

担当	各防災関係機関／都各局
----	-------------

- (1) 各防災関係機関、都各局は、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行う。
- (2) 「発災時における緊急輸送ルート確保に向けた基本方針」を踏まえ、国・各道路管理者・関係機関が一体となった緊急輸送ルート確保に向け、実践的な訓練や事例検討を積み重ね、国の啓開計画等と連携した体制を構築していく。また、防災船着場等の整備に加え、近隣の防災拠点までのルートの状況をあらかじめ把握するとともに、施設の被害状況把握や船舶確保などの運用体制を構築し、訓練等により水上ルートの活用の実効性を高めていく。
- (3) 震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次(区市町村、他県との連絡)、第二次(主要初動対応機関との連絡)、第三次(緊急物資輸送拠点との連絡)の緊急輸送ネットワークを整備する。

##### 【第一次緊急輸送ネットワーク】

応急対策の中核を担う都本庁舎、立川地域防災センター、区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路

##### 【第二次緊急輸送ネットワーク】

第一次緊急輸送路<sup>※1</sup>と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路

##### 【第三次緊急輸送ネットワーク】

トラックターミナルや駅等の広域輸送基地、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路

- (4) 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。

- (5) 緊急輸送ネットワークの実効性を担保するため、交通規制を実施する「緊急自動車専用路<sup>※2</sup>」、「緊急交通路」及び道路障害物の除去や応急補修を優先的に行う「緊急道路障害物除去路線」との整合を図る。
- (6) 海上輸送基地については、耐震強化岸壁の整備を拡充するとともに、災害時の航路機能を確保するため、民間事業者の港湾施設の耐震改修を促進する。また、水上輸送基地についても、防災関係機関と連携して、必要な整備等を図る。

**※1 緊急輸送路**

知事が指定する拠点(指定拠点)への輸送路、又は、指定拠点を相互に連絡する輸送路

**※2 緊急自動車専用路**

発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線

## 4-2 緊急道路障害物除去等

担当	土木部／警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路(株)／東日本高速道路(株)
----	---

### 1. 緊急道路障害物除去路線

都は、緊急輸送路等を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定しており、災害時、各道路管理者は、この選定路線における障害物の除去及び路面の亀裂等の応急補修を優先的に行うこととしている。

- (1) 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- (2) 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送路）
- (3) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- (4) 上記(1)～(3)は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

### 2. 緊急道路障害物除去路線の作業体制

- (1) 緊急道路障害物除去路線の作業分担

機関名	実施内容
都第六建設事務所	都道 環状七号、環状八号、明治通り他
国土交通省 関東地方整備局	国道 十七号（中山道）
首都高速道路(株)	中央環状線

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【予防対策】

### (2) 緊急道路障害物除去

都は、緊急道路障害物除去作業マニュアルを作成するなど体制の充実を図る。  
被害の規模や状況によっては、知事は自衛隊に支援を要請する。

機関名	実施内容
都第六建設事務所	「災害時における応急対策業務に関する協定」及び協力承諾書に基づき、道路上の障害物除去等を実施する。
警視庁	緊急交通路確保のため、各警察署及び交通機動隊に放置車両対策班を編成し、放置車両の排除にあたるほか、道路管理者及び防災関係機関に協力し、道路上の障害物の除去にあたる。
国土交通省 関東地方整備局	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、防災関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する
東日本 高速道路(株)	道路上の障害物の状況を調査し、除去対策をたて、防災関係機関と協力のうえ、所管する道路の障害物の除去等を実施する
首都 高速道路(株)	残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、防災関係機関等と協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

### (3) 障害物除去用資機材の整備

機関名	実施内容
都第六建設事務所	協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材の確保に努める。
国土交通省 関東地方整備局	発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に進める。

※ 緊急道路・準緊急道路障害物除去路線図 【資料編 p資-19参照】

### 3. 準緊急道路障害物除去路線（北区が優先的に障害物を除去する路線）

区では、より効果的で円滑な緊急輸送を実施するため、都の指定する緊急道路障害物除去路線を補完する路線を、準緊急道路障害物除去路線に指定している。区の準緊急道路障害物除去路線については、災対土木部が土木緊急工作隊の協力を得ながら、早期に障害物を除去し、災対生活環境部と連携して、応急集積場所等へ運搬する。

準緊急道路障害物除去作業に当たって、道路に倒壊するおそれのある障害物がある場合は、法令上の取扱いを含めて防災関係機関が協議して処理する。併せて、作業マニュアルを作成するなど体制の充実を図る。なお、被害の規模や状況によって、区長は、知事又は自衛隊に支援を要請する。

**4-3 地域内輸送拠点の設置等**

担当 地域振興部

- (1) 地域内輸送拠点とは、他自治体、民間機関等からの支援物資及び調達物資の集積・輸送拠点を指す。
- (2) 幹線道路及びヘリコプターの離発着可能場所近辺に事前確保する。
- (3) 救援物資等の緊急輸送手段として、河川を利用した水上輸送拠点を利用する。
- (4) ヘリコプターの離発着場所をあらかじめ調査する。
- (5) 車両及び要員の確保等、救援物資等の輸送体制を確立する。
- (6) 荒川の緊急用河川敷道路や河川敷ヘリポート（場外離着陸場・災害時臨時離着陸場）等を活用する。なお、各施設の運用については、荒川下流防災施設運用協議会が定める「荒川下流防災施設活用計画」に従う。

**5 水道**

担当 都水道局

**第1 基本方針**

地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水をできる限り確保するため、施設の耐震性を強化するとともに、災害時における飲料水を確保するために必要な施設を整備する。

**第2 水道システムの耐震強化**

震災時においても給水を可能な限り確保するため、水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能の強化対策等を推進する。

- (1) 震災時における安定的な給水の確保のため、浄水場や給水所等の耐震化について、それぞれの重要度や更新時期等に配慮しながら、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。
- (2) 管路については、より効果的に震災時の断水被害を軽減できるよう、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を令和10年度までに100%完了する。また、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、耐震継手化を推進する。
- (3) 震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。
- (4) 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータについて、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを配置し電源の確保を図っていく。

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【予防対策】

- (5) 震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、水道局が直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式(支給材方式)で行う。(水道局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。)
- (6) 医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、都は、応急給水を迅速に行うこと目的に、緊急給水車の拡充を行った。

### 第3 災害時給水ステーション(給水拠点)の整備

- (1) 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所から概ね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を目標とし、浄水場・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点がない空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。その結果、これまでに215か所の災害時給水ステーション（給水拠点）となる施設（浄水場、給水所、応急給水槽等）を確保している。なお、区内には、災害時給水ステーション（給水拠点）が3か所整備されている。
- (2) 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応を図るため、現行の応急給水拠点の配置状況の再検討を行い、地域特性を踏まえた多面的な飲料水等の確保に向けて、必要な取組みを行う。
- (3) 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。
- (4) 応急給水槽に仮設給水栓など応急給水用資機材の計画的な更新を図り、資機材の整備を推進するとともに、これら資機材を収納する倉庫を整備する。災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用給水設備の改良を行う。
- (5) 区職員及び自主防災組織が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場、給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。
- (6) 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、発災時に災害時給水ステーション（給水拠点）として活用できるものは、その役割を明確にするとともに、貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施し、発災時における機能の確保を図っていく。
- (7) 万全な応急給水を期するため、水道局北営業所と区危機管理室との間で、平成24(2012)年9月に「東京都水道局・北区震災対策連絡調整会議」を設置した。以降、定期的に意見交換を行い、実践的な応急給水訓練を推進している。

## 6 下水道

担当 都下水道局

### 第1 基本方針

首都直下地震などの地震や津波への対策を推進することで、災害時においても安定した下水道機能を確保する。

### 第2 施設の現況

区内の公共下水道は、平成元年度末で100%普及達成しており、令和5(2023)年4月現在では、以下のとおりである。

#### 1. 下水管

総延長：幹線27,613m、枝線444,316m、計471,929m

#### 2. ポンプ所

- (1) 王子ポンプ所（北区堀船3-7-7）
- (2) 神谷ポンプ所（北区神谷3-10）

#### 3. 終末処理場

- (1) みやぎ水再生センター（足立区宮城2-1-4）
- (2) 浮間水再生センター（北区浮間4-27-1）

### 第3 下水道施設の震災対策

#### 1. 下水道の耐震化

- (1) 避難所や災害復旧拠点などの施設から排水を受け入れる下水管を対象に、下水管とマンホールの接続部の耐震化を推進する。
- (2) 避難所などと緊急輸送道路を結ぶ道路の液状化によるマンホールの浮上抑制対策を推進する。
- (3) 地区内残留地区において、下水管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進する。（※令和5年4月現在、区内において地区内残留地区的指定はない。）

#### 2. 水再生センター等の耐震化

- (1) 設備の再構築に合わせて、効率的に耐震化していく。
- (2) 耐震診断を行い、施設の重要性、再構築や更新の時期などを勘案しながら耐震化補強を推進する。
- (3) 断水などにより、ポンプ運転時の冷却用水の供給が停止した場合においても、運転可能な無注水形ポンプを再構築や改良に合わせて導入する。
- (4) 電力供給が途絶えたときの非常用発電設備として、ガスタービン発電設備と電力貯蔵用電池とを組み合わせて活用する。
- (5) 水再生センター・ポンプ所等について、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）に加え、水処理施設の流入きょ、導水きょなどを対象としたほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【予防対策】

必要な下水道機能を全ての系統で確保する耐震化を推進する。

### 3. 下水道施設の防災施設としての活用

#### (1) 下水道施設の上部利用

区は、都が下水道施設の増設や再構築を実施する際に協議を図り、施設の上部利用及びオープンスペースの確保に努める。

#### (2) 下水道を利用した仮設トイレ対策

避難所などの周辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの指定を促進し、トイレ機能の確保を図る。

#### (3) 災害復旧用資機材の備蓄及び民間団体との協定締結

迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求める。

## 7 電気・ガス・通信等

### 7-1 電気施設の安全化

担当	東京電力パワーグリッド株
----	--------------

#### 第1 基本方針

- (1) 電気施設の耐震性強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予備措置を講じる。
- (2) 電気設備の技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）等に適合するよう、定期的に各設備の点検巡視を行う。

#### 第2 施設防災対策の現況

震災時の被害を最小限にとどめるよう、電力設備の耐震性能を確保している。具体的な設計等は、次の表のとおりである。

施設名	耐震設計基準
変電設備	機器の耐震は、予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいた設計とする。
地中送配電設備	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
架空送配電設備	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
通信設備	電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

### 第3 日常における電気設備の保守点検

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持するとともに、事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等の出火にいたる原因の早期発見とその改修を行っている。

### 第4 整備計画

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

#### 7-2 ガス施設の安全化

担当	東京ガス(株)
----	---------

### 第1 基本方針

ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、及び発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、防災対策の推進を図る。

### 第2 施設の機能の確保

既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能の確保に努める。

#### 1. 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点分散などに努める。

#### 2. 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス発生設備などの整備に努める。

### 第3 整備計画

#### 1. 整圧所設備

- (1) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ、安全性を確保する。
- (2) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。

#### 2. 供給設備

- (1) 導管を高・中・低圧に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。
- (2) 全ての地区ガバナにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ(SI値)・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。
- (3) この情報を解析し高密度に被害推定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する体制を整備する。

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【予防対策】

### 第4 防災教育訓練の実施

各事業所は、ガス供給設備又はガス供給上の事故による二次災害の防止に努めるため、非常災害対策関係諸規則等に基づき防災訓練を実施する。

### 第5 平常時における広報宣伝

ガスの使用者に対し、ガス施設及び消費機器の取扱い及び注意事項等に関して、平素より周知に努める。

施設名	安全化対策
ガス 製造設備	消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講じるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。
ガス 供給設備	大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス供給設備の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護装置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。 需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、地震遮断機能を有するガスマーター（マイコンメーター）又は緊急遮断装置の設置を推進する。
通信施設	災害時の情報連絡、指令及び報告を迅速に行うとともに、ガス供給設備の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。
その他の 安全設備	(1) コンピューター設備 災害に備え、バックアップする体制を整備する。 (2) 自家発電設備等 常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。 (3) 防災中枢拠点整備 災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講じる。

### 7-3 通信施設の安全化

担当 各通信事業者

#### 第1 基本方針

通信設備及び付帯設備の防災設計(耐震・耐火・耐水設計等)を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

#### 第2 施設の安全対策等

- (1) 防災を円滑かつ迅速に実施するため、状況に応じ、隨時防災訓練を実施する。なお、必要に応じ、区等の防災関係機関の防災訓練に積極的に参加する。
- (2) 防災業務が円滑かつ効果的に行われるよう、平素から防災関係機関と防災計画について連絡調整する。
- (3) 避難所等に特設公衆電話を事前に設置する。
- (4) 耐震・耐火性の強い共同溝へのケーブル収容並びに洞道（通信ケーブル専用の地下道）の建設を推進し、営業所間を結ぶ地下ケーブル及び東京以外と結ぶ地下ケーブルを収容する。
- (5) 軟弱地盤や液状化地域に対して、差し込み継手、離脱防止継手等を設置する。
- (6) 公共機関等必要な通信を確保するため、ケーブルのルートと回線の分散使用を図る。
- (7) 地下化の望ましい区間は、地下化を推進する。
- (8) 震災による孤立地帯対策として、携帶用無線機、移動電源車、TZ403無線車、ポータブル衛星局を主要地区に配備する。
- (9) 緊急防護設備の確保
  - ア 交換設備、電力設備その他所内主要設備の倒壊防止のための措置を実施する。
  - イ 防火扉、消火栓、消火器等の点検整備をする。
  - ウ 台風や洪水等、異常気象情報等の収集を行い、災害を予測し、時期を逃さず準備警戒体制を発動する。また、事前に災害対策機器等の点検を実施する。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保  
【予防対策】

機関名	安全化対策
日本郵便(株) 東京支社	(1) 局舎等の不燃堅牢化改善計画の推進 (2) 防災中枢機能等の確保・充実 (3) 局舎等における災害予防措置 (4) コンピュータシステムの安全確保
東日本電信電話(株) NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	電気通信設備等の高信頼化 次のとおり電気通信設備とその付帯設備(建物を含む。以下「電気通信設備等」という。)の防災設計を実施する。 (1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと (2) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと
K D D I	(1) 通信設備の災害予防対策 震災等の災害時における通信サービスを確保するため、平素から以下に掲げる災害予防対策を進めている。 ア 通信設備及び建物の防災設計 イ 通信設備の信頼性向上 ウ 中央局の分散配置 エ 伝送路の多ルート化及び回線の分散収容 オ 通信用電源の確保 カ 設備安全点検の実施 キ 災害対策設備の配備 (2) 災害時の措置計画(通信疎通の管理) 通信サービスの疎通状況を24時間体制で監視し、被害の状態から、交換迂回ルートの措置、疎通量の制御及び伝送路の代替設定措置等の網管理措置を緊急に実施する。

## 7-4 共同溝の整備促進

担当 東京消防庁／都第六建設事務所／関東地方整備局

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、亀裂等の大きな被害を避ける効果もあることから、事業の促進を図る。

機関名	現況及び整備計画
都第六建設事務所	経年変化により安全性の低下したものについては、適切に補修する。
関東地方整備局	地震に対する安全性向上を図るために、幹線のライフラインを収容する共同溝整備を推進する。
東京消防庁	(1) 一定規模以上の洞道・共同溝及び道路トンネル等については、火災予防条例で消防活動上必要な事項について届出を義務付けている。また、届出には、洞道等の経路概略図、消火、電気、換気設備等の概要書、火災に対する事項を記載した安全管理対策書その他安全管理に関する図書を添付しなければならない。 (2) 通信ケーブル等を収容する洞道・共同溝及び道路トンネル等については、その内容物の不燃化・難燃化を行うとともに、防災関係機関と連絡を密にし、施設の安全性の確保を推進する。

## 7-5 電線類の地中化推進

担当 土木部／都建設局

道路上の電線類を地中化することにより、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能の充実など都市防災の一層の向上を図るとともに、高度情報化社会において不可欠な電力の安定供給と通信の信頼性の向上を実現するため、整備を進める。

東京都無電柱化方針	平成19(2007)年6月
東京都無電柱化推進計画	平成26(2014)年12月
北区無電柱化推進計画	平成31(2019)年3月

## 8 ライフラインの復旧活動拠点の確保

担当 土木部

広域応援を受け入れるためのライフライン復旧活動拠点をあらかじめ確保し、災害時に必要に応じて活用する。

## 9 電源等の確保

担当	総務部／危機管理室／地域振興部／福祉部／教育振興部／都各局
----	-------------------------------

区、都及び災害応急対策に係る機関は、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コーポレーティブネーション（※）の導入やLPガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する。

※ コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

### 第1 基本方針

区は、各庁舎、学校等、地域振興室その他の災害対応業務に利用する施設の機能維持を図るため、非常用電源の整備・拡充を促進する。

※ 72時間以上運転可能な非常用発電機を有する区有施設一覧【資料編 p資-21参照】

### 第2 区の現況と今後の方針

区は、避難所等に小型発電機、LED式バルーン照明等の照明器具及びソーラー式ランタンを、地区本部となる19の地域振興室にソーラー式ランタン及び小型発電機を配備しており、今後は、災害時の拠点となる施設等に自立・分散型電源等の設置を目指す。

なお、平成29(2017)年度末に竣工したなでしこ小学校以降、学校を改築する場合は、非常用発電機を整備することとしている。

# 【応急対策】

## 1 道路・橋りょう

### 1-1 道路・橋りょうの応急対策

担当 (災対) 土木部／都第六建設事務所／首都高速道路(株)

#### 第1 基本方針

地震が発生した場合、道路管理者等は、所管の道路及び橋りょうについて、被害状況を速やかに把握し、収集した被害状況を取りまとめ、災害対策本部へ連絡する。そして、道路交通の安全確保を図るため、所轄警察署と協議のうえ交通規制等の措置や通行止め、迂回道路の選定及び指示など、通行者の安全対策を講じる。

被災道路及び被災橋りょうについては、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保する。その後、生活安定の早期回復を図るため、本格的な復旧作業に着手するものとする。

#### 第2 区の応急対策

##### 1. 応急措置（地震発生直後）

- (1) 道路、橋りょうに関する被害状況を把握するため、「道路橋りょう被害状況調査要領」に基づき調査を実施する。
- (2) 被害状況に応じて、二次被害防止のために、「道路法第46条」の規定に基づき通行止めや迂回措置等の交通規制を行う。（公安委員会へ事後通知）
- (3) 被害状況の調査結果を基に、応急作業計画を立て、防災関係機関（道路公園管理事務所、土木緊急工作隊、街灯保安会、造園協力会、占用企業者及び公共交通機関）に指示する。
- (4) 緊急道路障害物除去路線、準緊急道路障害物除去路線、避難所周辺道路の応急措置及び障害物の除去を下記の要領に従い実施する。
  - ア 「応急措置及び応急復旧対策作業要領」に基づく応急措置作業の実施。
  - イ 「道路障害物除去作業要領」に基づく道路障害物の除去。
- (5) 二次災害が生ずるおそれのある箇所の応急措置を行う。

##### 2. 応急復旧（発生後2～4週間程度）

- (1) 復旧作業は、緊急道路障害物除去路線及び準緊急道路障害物除去路線を最優先に行う。
- (2) 「応急措置及び応急復旧対策作業要領」に基づく応急復旧作業を実施する。
- (3) 「道路障害物除去作業要領」に基づく道路障害物を除去する。
- (4) 橋りょうや歩道橋については、「橋りょう等応急復旧対策作業要領」に基づき、応急復旧作業を実施する。
- (5) 一般道路においては、道路の陥没や損壊で、放置すると二次災害を生ずるおそれ

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【応急対策】

がある箇所の応急復旧作業を行っていく。

- (6) 道路管理者は、区内全域の占用物配置図面を基に、防災関係機関との連絡調整及び必要な情報の提供を行う。あわせて、都市施設の被害発生状況図を作成し、各占用企業者の円滑な復旧作業を支援する。

### 第3 都の応急対策

#### 1. 応急措置

- (1) 都第六建設事務所所管の道路・橋りょうについては、東京都建設防災ボランティアなどと連携して緊急点検を行う。
- (2) 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置やう回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。
- (3) 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置等を実施する。

#### 2. 応急復旧

- (1) 被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。
- (2) 都道上の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

### 第4 首都高速道路株の応急対策

災害応急対策を実施するに当たっては、首都高速道路が関係都県等の地域防災計画において災害時の緊急交通路及び緊急輸送路としての指定を受けていることの重要性に鑑み、発災後速やかに首都高速道路等に係る被害規範等を把握し、的確に受伝達するとともに、役員及び社員の速やかな非常参集の実施により災害の規模に応じた適切な対応体制を構築し、迅速な緊急道路啓開及び災害復旧へ向け、二次災害等に留意しつつ必要な諸施策を順次実施していくよう努める。このため、日頃から国、関係都県等及び関係防災諸機関等との緊密な連携を保つように努め、災害時の応急復旧等が迅速かつ的確に実施できるよう諸般の整備を図る。

また、実施に当たっては、利用者等の安全に最大限配慮するとともに、利用者等への各種情報提供も時機に応じて適切に行っていくよう努める。

#### 1. 災害情報等の収集・連絡

- (1) 災害情報等の収集・連絡
- (2) 通信手段の確保

#### 2. 災害対応の実施

- (1) 対応体制の構築
- (2) 相互調整の実施

#### 3. 災害応急対策

- (1) 災害発生直後の緊急点検等
- (2) 災害発生時における応急措置
- (3) 自衛隊の応援派遣等

#### 4. 災害時における緊急交通路及び緊急輸送路の確保

- (1) 迅速な道路啓開の実施
- (2) 措置等の事前検討等
- (3) 利用者に対する広報の実施

### 第5 関係団体との連携

区及び都は、人材・資材・重機等の確保を図るため、関係団体との間で災害時における応急対策業務に関する協定を締結している。

#### (1) 区が締結している協定

- 「災害時における応急対策業務に関する協定」  
(北区土木緊急工作隊、北区街灯保安会、北区造園協力会)

#### (2) 都が締結している協定

- 「災害時における応急対策業務に関する協定」  
((一社)日本道路建設業協会、(一社)東京建設業協会、(一社)東京都中小建設業協会、東京しゅんせつ工事安全衛生連絡協議会)

第1部

震災対策編  
第2部

第3部

担当表

第1部

風水害対策編  
第2部

本編  
第3部

担当表

震災対策編

資料編  
風水害対策編

## 1-2 交通規制

担当 警視庁／警察署／都災対本部

### 第1 交通規制の内容

#### 1. 第一次交通規制（災害発生直後）

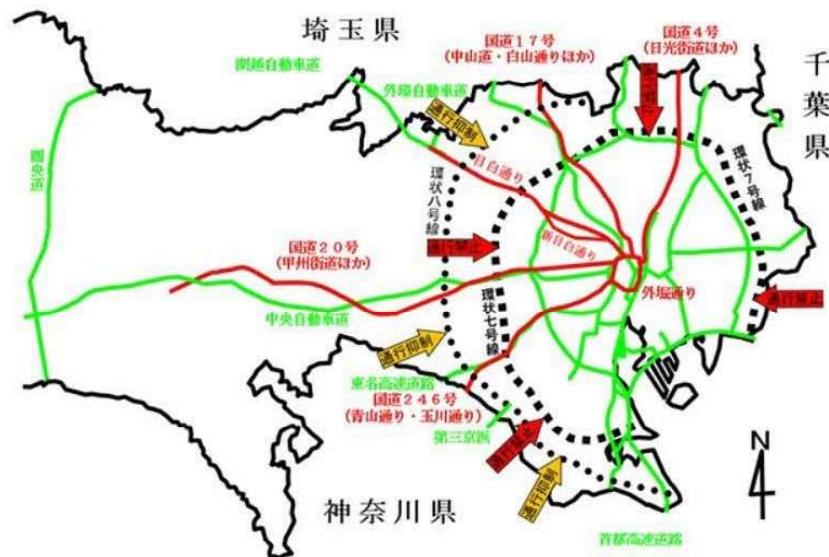
道路における危険を防止するとともに、人命救助、消火活動等に従事する緊急自動車等の円滑な通行を確保するため、速やかに次の交通規制を実施する。

- (1) 環状七号線内側への一般車両の流入禁止
- (2) 環状八号線内側への一般車両の流入抑制
- (3) 緊急自動車専用路指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行禁止
- (4) 都内に極めて甚大な被害が生じている場合には、被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施

注　自転車・路線バス

環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止。

### 【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



凡　例			
環状七号線	■■■	環状八号線	●●●●●
緊急自動車専用路	—	国道4号、国道17号(白山通りほか)、 国道20号、国道246号、 目白通り・新目白通り、外環通り	
	—	高速自動車国道・首都高速道路等	

## 2. 第二次交通規制

被災地域・被災状況等の実態に対応した交通規制を実施（第一次交通規制において実施中の規制は、状況に応じ、その一部を変更又は解除）する。

前述の「緊急自動車専用路指定予定路線」を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況に応じて緊急交通路に指定する。

注 自転車・路線バス

環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止。

### 【大震災時における交通規制図〔第二次〕】



## 3. 緊急交通路等の実態把握

緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び東京消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により、全般的な状況の把握に努める。

### 第2 交通規制の実効性を確保する手段・方法

#### (1) 主要交差点への規制要員の配置

緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路の確保に努める。

#### (2) 広域緊急援助隊（交通部隊）の配置運用

道府県公安委員会から広域緊急援助隊（交通部隊）の派遣があった場合は、視察・移動規制、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。

#### (3) 警備員、ボランティア等の協力の受け入れ

規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、規制要員が不足することを考慮し、平素から警備業者、交通安全協会、地域交通安全活動推進委員会等

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【応急対策】

の民間の協力団体、交通規制ボランティア等の協力を得るよう配慮する。

### (4) 装備資器(機)材等の効果的な活用

交通規制の実施に当たっては、サインカー等の規制用車両を有効的に活用するほか、規制資器(機)材用簡易倉庫に収納している移動標識、セイフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。

### (5) 交通管制システム等の適切な運用

交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板、路側通信装置等の交通管制システムの適切な運用に努める。

## 第3 緊急物資輸送路線の指定

都災対本部は、避難、救助、消火等の初期活動が一段落したところで、緊急交通路の中から緊急物資輸送のための路線を指定する。

## 第4 緊急通行車両等の確認

第二次交通規制実施時には、災害対策基本法施行令(昭和37(1962)年7月9日政令第288号)第33条に基づく緊急通行車両を優先して通行させる。

緊急通行車両等であることの確認は、原則として警視庁が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の警察で行うことができる。

### 1. 緊急通行車両等の種類

- (1) 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- (2) 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- (3) 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- (4) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- (5) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (6) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- (7) 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- (8) 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- (9) 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- (10) 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- (11) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- (12) 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
- (13) 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

### 2. 事前届出車両の確認

緊急通行車両の確認事務は、警視庁が行い、公安委員会が決定する。

#### (1) 事前の確認

都市交通対策課長又は警察署長を窓口として行う。

#### (2) 緊急通行車両の災害現場での確認

都市交通対策課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長が警視庁本部、警察署、隊本部、交通検問所等で行う。

- (3) 確認機関の審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められ、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下「届出済証」という。）の交付を受けている車両については、届出済証の提示により、確認に係る審査は省略し、緊急通行車両等の標章及び確認証明書（以下「標章等」という。）を交付する。

### 3. 広域応援の車両

事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付ができる。

### 4. 交通規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

### 5. 広報活動

#### (1) 報道機関への広報要請

新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼びかけ等についての広報の要請を行う。

#### (2) 運転者等に対する広報

現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

第1部

震災対策編  
第2部

第3部

担当表

第1部

風水害対策編  
第2部

本編  
第3部

担当表

震災対策編  
資料編

風水害対策編

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【応急対策】

### 1-3 輸送ルートの確保

担当	(災対) 土木部／警視庁／都第六建設事務所／関東地方整備局／首都高速道路(株)／東日本高速道路(株)
----	--

#### 第1 輸送ルートに関する情報収集

機関名	実施内容
区	<p>(1) 道路被害の状況 道路の被害状況を自ら調査するとともに、防災関係機関、自主防災組織、都建設局等を通じて、道路の被害情報を収集する。</p> <p>(2) 交通情報 警察署から交通規制や交通状況に関する情報を収集する。</p> <p>(3) 道路障害物除去状況 都建設局等から道路の復旧状況及び障害物除去状況について情報を収集する。</p>

機関名	実施内容
都第六建設事務所	<p>(1) 震災初期における被害状況の情報収集は、緊急点検等により、迅速かつ的確に集約して行う。</p> <p>(2) 警視庁等の防災関係機関と連絡調整を図る。</p>
警視庁	道路交通に関する被害状況等については、ヘリコプター、パトカー、白バイ、交通テレビシステム及び警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の防災関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。
国土交通省 関東地方整備局	<p>震災後においては、緊急道路パトロールや道路情報モニター等による情報の収集に努めるとともに、道路関係機関やライフライン各機関と緊密な連絡を図り、迅速な情報収集体制をとる。</p> <p>地震計を整備し、より迅速で密度の高い地震情報収集体制を確立する。</p>
首都高速道路(株)	震災後、直ちに状況把握のため点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況、沿道の状況等の把握に努めるとともに、他の防災関係機関と緊密な連携を図る。

#### 第2 輸送ルートの決定

- (1) 輸送の優先性(緊急性)及び目的地等の情報を基に、輸送路を確認し、設定する。
- (2) 設定した輸送路は、災対各部及び防災関係機関に速やかに伝達する。

## 2 鉄道施設

担当 都交通局(都電荒川線)／東日本旅客鉄道(株)／東京地下鉄(株)

### 第1 基本方針

- (1) 震災後の都市機能の確保や各種復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- (2) 初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行うほか、浸水事故発生対応や駅などでの各種情報提供等を行う。

### 第2 災害時の活動体制

- (1) 震災が発生した場合、各鉄道事業者は全機能を挙げて、旅客及び施設等の安全確保を行うため、災害対策本部等を設置する。
- (2) 災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて、移動用無線機等の無線設備を利用する。
- (3) 各鉄道事業者は、震災初動期に列車及び旅客の安全を確認するため、各社の規定に従い徐行等の運転規制を実施する。

### 第3 乗客の避難誘導

- (1) 震災時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、各鉄道事業者は各社の規定により速やかに避難誘導を実施する。
- (2) 駅にいる乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、あらかじめ定めた場所に誘導する。
- (3) 列車内の乗客に対しては、混乱防止のため案内放送等による情報提供を行い、安全な場所又は最寄駅まで、駅長(運転司令等)と連絡の上、誘導する。
- (4) 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。
- (5) 自家発電設備、蓄電池設備等により、停電時であっても、乗客の避難誘導に必要な照明、非常灯等最低限の電力を確保する。

### 第4 事故発生時の救護活動

- (1) 各鉄道事業者は、災害時に事故が発生した場合、負傷者や障害者・高齢者等の避難行動要支援者の救護を優先に実施する。
- (2) 併発、続発事故等の二次災害の防止に万全を講じるとともに、引き続き乗客の安全確保を図り輸送力の確保に努める。

## 第5 浸水事故発生時の対応

機関名	活動内容
都交通局	(1) 土のうにより浸水を防止するとともに、車両を浸水しない区間へ移動をさせる。 (2) 旅客を安全な場所に避難させる等の措置をとる。
東日本旅客鉄道(株)	(1) 防水扉、止水板、土のう等を配備し、地下駅、トンネル内の浸水防止に備えるとともに、浸水により列車の運行に支障があると予想されるときは指令室に連絡し、必要な措置をとる。 (2) トンネル立坑に設置してある排水設備により排水に努める。
東京地下鉄(株)	(1) 止水板、防水扉、換気口浸水防止機及び防水ゲート等により浸水を防止する。 (2) トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。 (3) 万一浸水した場合は、直ちに旅客を安全な場所へ誘導し安全を図る。

## 第6 都営交通施設の応急対策

### 1. 応急措置

#### (1) 営業所の取扱い

営業所長は、地震計が震度4以上の連絡を受けたときは、次の運転規制を実施しなければならない。

##### ア 震度4の場合

直ちに全電車に対し20km以下の徐行運転をするよう指令し、先行する電車の停止した地点まで連続徐行運転し、運転手からの通報に基づき、安全を確認した後、運転規制を逐次緩和又は解除する。

##### イ 震度5弱以上の場合

直ちに全線に対して、運転中止の指令をした後、関係区に点検を依頼する。営業所長は、この点検完了に基づいて、運転規制を逐次緩和又は解除する。

#### (2) 乗務員の取扱い

ア 乗務員は、電車を運転中に強い地震を感じ、運転を継続することが危険と認めたとき又は電車無線により運転中止の指令を受けたときは、以下のとおり対応する。

- ・橋りょうや勾配の急な坂路を進行中のときは、特に電車の動搖に注意して、危険防止に努める。
- ・がけ付近を運転するときは、側壁のくずれ、落下物等に注意して停車は極力さける。
- ・運転を再開するときは、営業所長の指示による。

イ やむを得ず停留場間に停車する場合は、安全な場所に停車し、停止位置を確認の上、電車無線等により営業所へ連絡する。

### 2. 旅客の避難誘導

乗務員は、車内放送などにより状況を説明し、お客様の混乱及び下車を防止すると

とともに、負傷者がいる場合は救護を行う。その後、車外の安全を確認し、最寄りの避難場所を案内する。

## 第7 東日本旅客鉄道株式会社施設の応急対策

### 1. 応急措置

地震その他の災害により線路、橋りょうその他の鉄道施設及び車両等に被害を生じたときは、東京支社に支社対策本部を、現地に事故復旧本部を設置し、速やかに関連会社等の協力を得て復旧に努め、人員及び救援物資等の輸送にあたる。

### 2. 乗客の避難誘導

災害時に予想される駅における旅客の集中による混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、速やかに避難誘導を実施する。

#### (1) 駅における避難誘導

乗客に混乱防止の案内放送を行い、あらかじめ定められた場所に誘導する。

#### (2) 列車における避難誘導

乗客に混乱防止の案内放送を行い、安全な場所又は最寄りの駅まで駅長（輸送指令）と連絡のうえ誘導する。

## 第8 東京地下鉄株式会社施設の応急対策

### 1. 応急措置

#### (1) 列車の取扱い

ア 総合指令所は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置等により、全列車を一旦停止させた後、地震警報に応じた運転規制を行う。

イ 乗務員は、列車運転中、異常な動搖、線路の蛇行、架線の動搖等により地震を感じ危険と認めた場合又は総合指令所から緊急停止の指示があった場合は、直ちに列車を停止させた後、乗客に混乱防止の案内放送を行い、総合指令所に状況を報告し、列車の進退について指示を受ける。

#### (2) 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、利用客に混乱防止の案内放送を行い、沈着冷静な行動により、旅客の避難誘導、救出及び救護に努める。

#### (3) 火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、初期消火に努め、状況によっては、旅客の避難誘導、救出及び救護に努める。

#### (4) 浸水の措置

駅出入口は止水板、換気口は浸水防止機により浸水を防止するとともに、万一、トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

#### (5) 停電の措置

ア 列車内停電の場合には、自動的に列車積載の蓄電池に切り替わり、1時間程度予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

イ 駅構内停電の場合には、予備電源を付着した非常灯及び誘導灯が蓄電池に切り

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【応急対策】

替わり、非常灯は1時間、誘導灯は20分以上点灯する。また、携帯用の照明器具は、合図灯、探見灯、サーチライト等を常備し、避難誘導を図る。

### 2. 旅客に対する避難誘導

駅係員は、次により旅客の避難誘導にあたる。この場合、高齢者、小児等単独で避難することが困難な旅客に対しては、他の旅客の協力を得る。

負傷のため単独避難が不可能な旅客に対しては、構内の安全な場所に一時避難させる。

- (1) 地下よりも地上が安全と認めたとき

あらかじめ定めた場所を放送等で案内し、その方向の出口へ誘導する。

- (2) 地上よりも地下が安全と認めたとき

駅構内の安全な場所に避難させ、状況により誘導する。

## 3 河川施設等

### 3-1 河川及び内水排除施設

担当	(災対) 土木部／都第六建設事務所／都下水道局／国土交通省荒川下流河川事務所
----	--

#### 第1 基本方針

地震により、堤防、護岸、排水施設等に破損等の被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急復旧に努める。

#### 第2 応急措置

機関名	対策内容
災対 土木部	(1) 水防活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都第六建設事務所に報告するとともに必要な措置を実施する。 (2) 区内の河川管理施設の応急・復旧を、都の助言のもとに実施する。
都第六 建設事務所	(1) 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 (2) 堤防、護岸の崩壊による災害の発生を防止するため、また崩壊の拡大防止のため緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を実施する。 (3) 区の実施する応急措置に関し、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急復旧対策を総合的判断のもとに実施する。 (4) 区の管理する河川について、大規模な応急復旧については、第六建設事務所が特例条例により対処する。 (5) 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。
都下水道局	(1) ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に氾濫水による被害の防止拡大に重点をおき、速やかに施設の復旧に努める。

機関名	対策内容
	<p>(2) 水再生センター内で備蓄している資機材を駆使し、排水対策に努めるとともに、区、関係部局及び消防団との連絡体制を密にし、相互の協力及び応援体制の確立を図る。</p> <p>(3) 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、災害時における応急対策に関する協定等により対処する。</p> <p>(4) 管路や防潮扉、水再生センター、ポンプ所等の被害状況を確認し、必要な応急措置を講じる。</p>
国土交通省 荒川下流 河川事務所	<p>(1) 地震が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。</p> <p>(2) 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き速やかに施設の復旧に努めるとともに、都及び区の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。</p>

### 第3 緊急に復旧すべき施設等の復旧

河川及び内水排除施設の管理者は、管理する施設が被害を受けた場合、被害状況を速やかに調査し、被害を受けた施設を復旧する。なお、公共の安全確保上、特に緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。

- (1) 堤防の破堤、護岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するもの
- (5) 護岸、床止の全壊又は決壊で、放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

第1部  
第2部  
震災対策編  
第3部  
担当表

第1部

風水害対策編  
第2部

本編  
第3部

担当表

震災対策編  
資料編

風水害対策編

### 3-2 防災用船着場の運用

担当	(災対) 土木部／都災策本部／都建設局
----	---------------------

平常時には、水上バスの発着場として使用し、災害時においては水上輸送基地として使用する。現在、荒川の岩淵船着場（国・北区）・隅田川の神谷船着場（北区）・豊島船着場（北区）・新河岸川の北赤羽船着場（北区）・志茂（志茂5丁目）船着場（国）・志茂（神谷3丁目）船着場（北区）が整備されており、他に浮間・堀船にも防災船着場の設置を計画している。

#### ●防災船着場一覧

	船着場名称	河川名	設置者	管理者	整備年度	所在地	坂路の有無	背後地 スペースの 有無
整備済	神谷	隅田川	北区	北区	平成2年度	北区神谷1丁目	△	×
	岩淵	荒川	国	国	平成11年度	北区志茂5丁目	○	○
	岩淵	荒川	北区	北区	平成11年度	北区志茂5丁目	○	○
	北赤羽	新河岸川	東京都	北区	平成15年度	北区浮間1丁目	×	△
	志茂	新河岸川	国	国	平成19年度	北区志茂5丁目	×	△
	豊島	隅田川	北区	北区	平成21年度	北区豊島5丁目	△	○
	志茂	隅田川	北区	北区	平成31年度	北区神谷3丁目	○	△
整備予定	浮間	新河岸川	北区	北区	未定	北区浮間5丁目	×	×
	堀船	隅田川	北区	北区	未定	北区堀船3丁目	×	×

坂路の有無 ○：車両坂路、△：人坂路、×：坂路なし（階段のみ）

背後地スペースの有無 ○：物資等搬出入の円滑な活動が可能、△：活動が可能、×：活動が制限

※ 防災船着場整備計画（東京都建設局、平成28年1月改定）表6「防災船着場設置状況」を編集。

都所有の防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、次のとおりとする。

機関名	都・区災対本部等設置期間中	都・区災対本部等立ち上げ時
都災対本部	運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災対本部に運用の指示をする。)	都災対本部は、区災対本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になったことを防災関係機関に周知する。
都建設局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災対本部へ引き継ぐ。
都港湾局	運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修)	損傷の有無の点検を行い、安全を確認する。
区	運用主体 (一切の運用管理権限を掌握)	建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災対本部に報告する。

### 3-3 河川障害物の除去

担当	都第六建設事務所／都建設局／関東地方整備局
----	-----------------------

機関名	実施内容
都第六建設事務所	東京建設業協会等との協定に基づき、河道内の障害物除去等を実施する。
都建設局	(1) 舟航河川における障害物を除去する。 (2) 清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。
国土交通省 関東地方整備局	河川の機能を確保するため、防災関係機関と協力し、土砂、流出油等の障害物を除去する。

## 4 水道

担当	都水道局
----	------

### 第1 対策内容

- (1) 異常箇所等についての情報収集及び連絡を徹底
- (2) 施設の点検・被害調査を実施
- (3) 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施

### 第2 詳細な取組内容

- (1) 地震発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路に設置されたテレメータやスマートメータ等の記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- (2) 給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- (3) 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧、漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。
- (4) お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。
- (5) 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- (6) 管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、速やかに配水調整を行う。
- (7) 配水調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。
- (8) 浄水場及び給水所の運転状況や管路復旧作業の進捗にあわせ、再調整を実施する。
- (9) 倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓す

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【応急対策】

る。

### 5 下水道

担当	都下水道局
----	-------

#### 第1 基本方針

- (1) 下水道施設の被害に対し、汚水、雨水の排水及び処理に支障のないように応急措置を講じ、施設の機能保持に努める。
- (2) 下水道施設の調査、保安点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底する。
- (3) 復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施する。
- (4) 水再生センター・ポンプ所等におけるポンプ及び諸機械の運転を継続する。

#### 第2 対策内容

- (1) 下水道管の緊急調査、水再生センター・ポンプ所等の緊急調査、工事現場の点検等を行う。
- (2) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (3) 応急復旧に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。
- (4) 被害状況に応じ、他の大都市等へ支援を要請し、その受け入れに対応する。

##### 1. 下水道管

- (1) 緊急輸送道路等を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- (2) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、下水道管の被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

##### 2. 水再生センター・ポンプ所等

- (1) 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- (2) 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と沈殿、消毒、放流などの機能の回復を図る。
- (3) 水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ガスタービン発電機などの非常用発電機によってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
- (4) 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との優先供給協定により、確保に努める。

### 3. 工事現場

- (1) 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。
- (2) 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

## 6 電気・ガス・通信等

### 6-1 電気

担当	東京電力パワーグリッド株
----	--------------

#### 第1 基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

#### 第2 対策内容

##### 1. 設備の運転保持

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

##### 2. 被害状況の収集・周知

あらゆる方法により被害状況の早期把握に努めるとともに、収集した情報を防災関係機関等へ周知する。

##### 3. 復旧資機材の確保

###### (1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 他支部相互との相互流用

ウ 他電力会社等からの融通

###### (2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両を活用するほか、状況に応じて舟艇、ヘリコプター等の活用を検討する。

##### 4. 応急復旧

人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況や被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

##### 5. 電力の融通

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【応急対策】

各電力会社と締結した「全国融通契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」及び広域機関の指示に基づき、電力の緊急融通を行う。

### 6-2 ガス

担当	東京ガス㈱／ガス事業者
----	-------------

#### 第1 基本方針

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧を行うことにより、公共施設としての機能を維持する。

#### 第2 対策内容

地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する。

なお、被害状況に応じてあらかじめ定めた事業継続計画（BCP）を発動し、災害対応業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。

##### 1. 災害時の初動措置

- (1) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集
- (2) 事業所設備等の点検
- (3) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止
- (4) ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた減圧措置

##### 2. 応急措置

- (1) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- (2) ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め適切な応急措置を行う。
- (3) 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (4) その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。

##### 3. 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

##### 4. 資機材等の調達

復旧用資機材を確認し、調達を要する資機材は、平素から分散して備蓄する。

##### 5. 災害時における復旧資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、区災対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

##### 6. 車両の確保

常時稼働可能な体制にある。また、主要な車両には、無線機を搭載している。

## 7. 広報活動

- (1) 災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、災害発生前、災害発生直後、復旧作業中等の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。
- (2) 災害発生後、ガスの供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。
- (3) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、区等、防災関係機関とも必要に応じて連携を図る。

## 8. 通報・連絡

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

災害が発生した場合は、災害情報、被害情報等を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

## 9. 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講じる。

## 10. LPガスの活用

震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都LPガス協会が協力し、避難所等にLPガスを救援物資として供給するよう努める。

## 6-3 通信

担当	通信事業者
----	-------

### 第1 基本方針

災害の発生に際しては、電気通信施設等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、公共機関等重要回線の確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ、一般公衆通信回線の確保を図る。

### 第2 対策内容

災害が発生したときは、災害の規模及び状況により災害対策本部を設置し、北区役所内に設置される区災対本部と連携を密にするとともに、情報の収集、伝達及び応急対策計画等の総合調整を図り、速やかに応急復旧を実施する。

- (1) 災害（災害救助法が適用される規模）が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、次の各号に定める応急措置を実施する。
  - ア 緊急通信確保
  - イ 被災エリアへの特設公衆電話の設置

## 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 【応急対策】

- ウ 移動無線車の発動依頼
  - エ 移動電源車の発動依頼
  - オ 災害時の停電時公衆電話無料化
  - カ 電話回線混雑緩和のための全国利用型災害用伝言ダイヤル（171）の設置  
(災害時に被災された方等がメッセージを登録すれば、全国どこからでもメッセージを再生して聞くことができ、安否等の確認がスムーズに行なえるボイスメールシステム)
- (2) 災害が発生し又は発生のおそれのある場合は、動員を円滑に実施するため、災害の状況等に応じて非常呼集の動員数を決定し、呼び出しを行う。
- (3) 災害状況の把握と速報については、上部機関及び北区等防災関係機関に通報する。

※ 対象処理施設配置図 【資料編 p資-20参照】

## 【復旧対策】

### 1 道路・橋りょう

担当 (災対) 土木部／都第六建設事務所／都建設局／首都高速道路株

#### 第1 区の対応

区は、区道上の障害物除去及び応急復旧を実施する。

#### 第2 都の対応

被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

なお、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

#### 第3 首都高速道路株

- (1) 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- (2) 災害復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

### 2 鉄道施設

担当 都交通局／東日本旅客鉄道株／東京地下鉄株

- (1) 鉄道事業者は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- (2) 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

### 3 河川施設等

担当 (災対) 土木部／都第六建設事務所／都建設局／都下水道局／関東地方整備局

#### 第1 区の対応

- (1) 排水場施設に被害を生じた場合は、直ちに都建設局に報告し、移動式排水ポンプ車の派遣を求め、これにより排水作業を継続し、内水の氾濫による被害の拡大を防止する。
- (2) 区内の河川管理施設の応急復旧対策については、大規模なものを除き、都の助言の下にこれを実施する。

#### 第2 都の対応

##### 1. 第六建設事務所／都建設局

- (1) 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。
- (2) 排水機場施設の被害を取りまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。
- (3) 区が管理する河川管理施設の応急・復旧対策について区に技術的助言を行うほか、大規模なものについては直接実施する。

##### 2. 都下水道局

- (1) 水再生センター・ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区関係部局及び水防団体との相互の協力及び応援体制の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。
- (2) 復旧活動に当たっては、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。

#### 第3 国(関東地方整備局)の対応

- (1) 破損等の被害を受けた場合には、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。
- (2) 都及び区の行う応急対策に関し、要請があれば技術的助言を行う。
- (3) 国が緊急に復旧すべき施設は以下のとおり  
ア 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの  
イ 堤防護岸等の決壊で破堤のおそれがあるもの  
ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの  
エ 河川の埋そくで流水の疎通又は船舶の航行を著しく阻害するもの  
オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの  
カ 防災船着場本体、堤内地から防災船着場本体までのアクセス路、斜路

## 4 水道

担当 都水道局

### 第1 送・配水管路、給水装置の復旧

- (1) 管路の復旧に当たっては、隨時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位を基に、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場・給水所の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。
- (2) 送・配水管路における復旧活動は、断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながらあらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。
- (3) 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。
- (4) 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況にあわせ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管についても復旧を行う。
- (5) 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。ただし、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、応急措置を実施する。
- (6) 都水道局では、必要に応じて区への技術支援を実施する。

## 5 下水道

担当 都下水道局

下水道施設の被害を起因とした道路陥没や液状化によるマンホールの浮上などが発生したときは、区民の安全を最優先に下水道施設の復旧を実施する。なお、復旧の順序については、水再生センター、ポンプ所、幹線等の基幹施設から復旧に努め、その後、枝線、ます・取付管の復旧作業を実施する。

## 6 電気・ガス・通信等

### 6-1 電気

担当	東京電力パワーグリッド(株)
----	----------------

- (1) 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- (2) 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。

### 6-2 ガス

担当	東京ガス(株)
----	---------

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

### 6-3 通信

担当	通信事業者
----	-------

#### 第1 基本方針

各社の計画に基づき、応急復旧に必要な資材等を備蓄するとともに、災害による通信断絶時は、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。また、被災状況及び復旧・回復状況について、区等、防災関係機関へ定期的に報告する。

## 第2 実施内容

機関名	実施内容	
東日本電信電話(株)	(1) 災害復旧 ア 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。 イ 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。 (2) 復旧の順位	
	順位	復旧する電気通信設備
	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象機関に設置されるもの</li> <li>・ 水防機関に設置されるもの</li> <li>・ 消防機関に設置されるもの</li> <li>・ 災害救助機関に設置されるもの</li> <li>・ 警察機関に設置されるもの</li> <li>・ 防衛機関に設置されるもの</li> <li>・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> </ul>
	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの</li> <li>・ 選挙管理機関に設置されるもの</li> <li>・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの</li> <li>・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの</li> <li>・ 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除く。）</li> </ul>
	3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

※他の通信事業者については、各社の応急計画に基づいて活動する。

### 6-4 ライフライン復旧関係者の受入れ

担当	(災対) 土木部
----	----------

区は、ライフラインの早期復旧に当たり、復旧資材や車両等の置き場、作業人員の受入スペースなどを確保し、ライフライン復旧関係者が効率的に作業を行えるような応援受入拠点を設ける。